

1. 議事日程

[平成21年第1回安芸高田市議会2月定例会第1日目]

平成21年2月19日
午前 10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 発議第1号 安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例
- 日程第9 施政方針
- 日程第10 議案第18号 安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例
- 日程第11 議案第19号 安芸高田市職員の給与の特例に関する条例
- 日程第12 議案第20号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第21号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第22号 安芸高田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第23号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第24号 財産の無償譲渡について
- 日程第17 議案第25号 財産の無償貸付について
- 日程第18 議案第26号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
【横田地域活動拠点施設ほか14件 再指定】
- 日程第19 議案第27号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
【中長田集会所ほか6件 新規】
- 日程第20 議案第28号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について
- 日程第21 議案第29号 安芸高田市男女共同参画推進条例
- 日程第22 議案第30号 安芸高田市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

- 日程第 2 3 議案第 49 号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 31 号 安芸高田市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 5 議案第 32 号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 6 議案第 33 号 安芸高田市八千代ミニライスセンター設置及び管理条例
- 日程第 2 7 議案第 34 号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 8 議案第 35 号 工事請負契約の締結について
【安芸高田市汚泥再生処理センター建設工事】
- 日程第 2 9 議案第 36 号 平成 20 年度安芸高田市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 3 0 議案第 37 号 平成 20 年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算
（第 4 号）
- 日程第 3 1 議案第 38 号 平成 20 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第 3 2 議案第 39 号 平成 20 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 3 議案第 40 号 平成 20 年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 3 4 議案第 41 号 平成 20 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 3 5 議案第 42 号 平成 20 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計
補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 6 議案第 43 号 平成 20 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 3 7 議案第 44 号 平成 20 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 3 8 議案第 45 号 平成 20 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別
会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 9 議案第 46 号 平成 20 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算
（第 3 号）
- 日程第 4 0 議案第 47 号 平成 20 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第 4 1 議案第 48 号 平成 20 年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 4 2 議案第 4 号 平成 21 年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第 4 3 議案第 5 号 平成 21 年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 4 議案第 6 号 平成 21 年度安芸高田市老人保健特別会計予算

- 日程第 4 5 議案第 7 号 平成 21 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
 日程第 4 6 議案第 8 号 平成 21 年度安芸高田市介護保険特別会計予算
 日程第 4 7 議案第 9 号 平成 21 年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
 日程第 4 8 議案第 10 号 平成 21 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
 日程第 4 9 議案第 11 号 平成 21 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計
 予算
 日程第 5 0 議案第 12 号 平成 21 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
 日程第 5 1 議案第 13 号 平成 21 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
 日程第 5 2 議案第 14 号 平成 21 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別
 会計予算
 日程第 5 3 議案第 15 号 平成 21 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
 日程第 5 4 議案第 16 号 平成 21 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
 日程第 5 5 議案第 17 号 平成 21 年度安芸高田市水道事業会計予算

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1 番	前 重 昌 敬	3 番	児 玉 史 則
4 番	大 下 正 幸	5 番	和 田 一 雄
6 番	水 戸 眞 悟	7 番	先 川 和 幸
8 番	山 根 温 子	9 番	宍 戸 邦 夫
10 番	山 本 優	11 番	前 川 正 昭
12 番	秋 田 雅 朝	13 番	赤 川 三 郎
14 番	青 原 敏 治	15 番	金 行 哲 昭
16 番	入 本 和 男	17 番	今 村 義 照
18 番	亀 岡 等	19 番	塚 本 近
20 番	藤 井 昌 之		

3. 欠席議員は次のとおりである(1名)

2 番	石 飛 慶 久
-----	---------

4. 会議録署名議員

17番 今村義照 18番 亀岡 等

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
総務企画部長	田丸孝二	市民生活部長	廣政克行
産業建設部長兼 公営企業部長	金岡英雄	地域経済推進部長	清水 盤
消防長	竹川信明	消防本部次長 兼総務課長	広政康洋
会計管理者	立田昭男	福祉事務所長兼 社会福祉課長	重本邦明
八千代支所長	榎原秀克	美土里支所長	高杉和義
高宮支所長	近藤一郎	甲田支所長	垣野内 壮
向原支所長	南部政美	総務課長	沖野文雄
行政経営課長	武岡隆文	政策企画課長	竹本峰昭
教育長	佐藤 勝	教育次長	益田博志
教育参事	永井初男		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長	光下正則	議事調査GL	児玉竹丸
書記	倉田英治		



午前 10時00分 開会

○藤井議長

皆さんおはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。

事務局長 光下正則君。

○光下議会事務局長

諸般の報告をいたします。

第1点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。

写しをお手元に配布いたしておりますので、御了承ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○藤井議長

以上をもって諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○藤井議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において17番 今村義照君、及び18番 亀岡等君を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○藤井議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長 金行哲昭君の報告を求めます。

15番 金行哲昭君。

○金行議会運営委員長

平成21年第1回定例会の運営につきまして、去る2月12日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から3月18日までの28日間といたしました。議事の都合により、2月21日から2月24日まで、及び2月28日から3月17日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は発議3件、同意1件、諮問5件、議案46件、計55件でございます。

議案審議についてでございますが、議案第18号から議案第35号まで及び議案第49号については、お手元の付託表のとおり、それぞれ各所管ごと一括して上程し、提案理由の説明の後、一括して質疑を受け、各常任委員会に付託することといたしました。

さらに、議案第4号から議案第17号までの平成21年度一般会計予

算ほか特別会計予算等 14 件の予算案については、一括して上程の後、一括質疑を受け、その後 10 名で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

その他、発議 3 件、同意 1 件、諮問 5 件、及び議案第 36 号から議案第 48 号までの 13 件の補正予算案、計 22 件につきましては、付託を省略することといたしました。なお、この内、発議 2 件と同意 1 件は、最終日に上程することといたしました。

予算審査特別委員会の審査は、3 月 16 日までに終了するよう運営方よろしくお願いいたします。

一般質問の取り扱いについては、明日正午の締め切り後に委員会を招集いたし協議いたします。また、要望書等につきましては、1 件、総務企画常任委員会において審査の上、採択となりましたら最終日に発議案件として提案されますこと、あわせて申し添えさせていただきます。

以上、報告を終わります。

○藤井議長

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、会期は 28 日間とすることに御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、会期は 28 日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める  
ことについて

日程第 4 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める  
ことについて

日程第 5 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める  
ことについて

日程第 6 諮問第 4 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める  
ことについて

日程第 7 諮問第 5 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める  
ことについて

○藤井議長

日程第 3、諮問第 1 号から、日程第 7、諮問第 5 号までの「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の件、5 件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

おはようございます。

提案理由を申し述べる前に、平成 21 年第 1 回定例会開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、第 1 回定例会を招集させていただきましたところ、議員

各位の皆様方には御多用の中、御参集をいただき誠にありがとうございます。

本定例会では、この後私の市長としての施政方針を表明すると同時に、平成21年度の当初予算を提案させていただく大変重要で節目となる議会であるにとらえております。

そうした意味で本定例会は、人事議案を6件、条例議案を13件、当初予算を含む予算議案を27件、その他一般議案を6件、計52議案を提出させていただくこととしております。どうかよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、諮問第1号から諮問第5号まで「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の5件の提案理由の御説明を申し上げます。

本5件は、このたび任期満了となります5人の人権擁護委員について、法務大臣に推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

最初に、諮問第1号でございます。本件は、人権擁護委員の三上タエ子さんに、引き続き委員に就任をいただくため、所要の手続きを行うものでございます。

三上委員は平成18年から1期3年間、人権擁護委員を務められ、この間、人権相談や人権の花運動など、積極的に人権擁護活動を行っていただいているところでございます。人権問題に十分な理解があり、引き続き熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断し推薦をするものでございます。

次に諮問第2号でございます。本件は、人権擁護委員の津村秀荘さんに、引き続き委員に御就任をいただくため、所要の手続きを行うものでございます。

津村委員は平成12年から3期9年間、人権擁護委員を務められ、この間、人権相談や人権の花運動など、積極的に人権擁護活動を行っていただいているところでございます。人権問題に十分な理解があり、引き続き熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断し推薦をするものであります。

次に諮問第3号でございます。本件は、人権擁護委員の秋野貢さんに、引き続き委員に御就任をいただくため、所要の手続きを行うものでございます。

秋野委員は平成12年から3期9年間、人権擁護委員を務められ、この間、三次人権擁護委員協議会常務委員にも就任をされるなど、積極的に人権擁護活動を行っていただいているところでございます。人権問題に十分な理解があり、引き続き熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると

判断し推薦をするものであります。

次に諮問第4号でございます。本件は、人権擁護委員の佐藤正彦さんに、引き続き委員に御就任をいただくため、所要の手続きを行うものでございます。

佐藤委員は、平成15年から2期6年間、人権擁護委員を務められ、この間、人権相談や人権の花運動など、積極的に人権擁護活動を行っていただいているところでございます。人権問題に十分な理解があり、引き続き熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断し推薦をするものでございます。

次に諮問第5号でございます。本件は、人権擁護委員の武田慶子さんが、このたび任期満了となることに伴い、後任の候補者として、高宮町の藤本悦志さんを法務大臣に推薦するに当たり、所要の手続きを行うものでございます。

藤本悦志さんは、平成7年から6年間、旧高宮町の職員として同和対策係に勤務され、その後、平成13年6月から現在に至るまで川根郵便局長として、職場や地域において人権啓発活動に積極的に取り組んでこられました。人権問題に十分な理解があり、熱意と意欲を持って人権擁護活動に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任であると判断し推薦をするものでございます。

以上5件について、よろしく御審議の上、適当なる意見をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

本5件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、そのように取り計らいます。

これより諮問第1号から諮問第5号までの5件を、一括して採決いたします。

本5件は、これに同意することに、御異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、本5件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 発議第1号 安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例

○藤井議長

日程第8、発議第1号「安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例」の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

19番 塚本近君。

○塚本議員

発議第1号「安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例」に

ついて、提案理由の説明をいたします。

今日、世界的な不況のあおりを受け、各自治体における財政状況は、国民生活と同様、極めて厳しい状況であります。

本市においても、交付税の合併特例加算措置が平成 26 年度以降は廃止されるなど、将来的な財政に対する問題や不安は、後を絶ちません。

議会では、この間、厳しい財政状況に鑑みて、議員報酬については平成 17 年 4 月から毎年減額を行い、また、昨年 12 月から議員定数を 2 名減じてきたところであり、議員報酬については、類似する自治体と比べても、決して多額であるとは認識をしておりません。

しかし、本市の厳しい財政状況の一助となることを望み、平成 22 年 3 月 31 日までの間、議員報酬の 5% を減じる条例を提案するものでございます。

なお、この条例につきましては、平成 21 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

同僚議員各位におかれましては、適当なる御議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより発議第 1 号「安芸高田市議会の議員の報酬の特例に関する条例」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 9 施政方針

○藤井議長

日程第 9、施政方針。ここで、市長の施政方針の表明を受けます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

本日、平成21年第1回定例会の開会に当たり、私の市政運営に関する基本的な考え方と主要な施策の方針について、その所信を申し述べ、議員各位を初め、市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、御承知のとおり、アメリカの金融市場の混乱に端を発した世界的な金融危機の拡大により、世界経済は大きく揺れ動き、我が国経済においても急速な景気の減退により、極めて深刻な打撃を受けております。

とりわけ日本経済の牽引役を担ってきた自動車産業においては、世界的な消費の冷え込みに加え、急激な円高により、かつてない販売不振に陥っており、関連企業を含めた派遣社員・非正規従業者の解雇等による雇用不安が大きな社会問題にも発展し、極めて憂慮すべき事態となっております。

本市におきましても、市内の雇用・経済情勢は極めて厳しい状況にあることから、早期に市民の皆様方の不安を解消して、その暮らしを守っていくことが大切であると考えております。

このため、昨年末に「緊急経済・生活支援対策本部」を設置し、不況による企業の資金繰り融資への対応や離職者に対する市営住宅等の提供及び生活相談など、現下の諸問題に的確に対応できる体制を整えたところでございます。

国においても、昨秋の第1次補正予算に引き続き、第2次補正予算では地域活性化・生活対策として総額27兆円、また、平成21年度当初予算においては、生活防衛のための緊急対策として総額37兆円が予定されているところであります。

本市におきましても、緊急経済対策として、さきの臨時議会におきまして地域活性化及び生活対策関連事業として総額12億3千万円の補正予算を上程させていただいたところであり、今や景気・雇用対策は国・地方を通じ、喫緊の最重要課題となっております。

こうした状況の下、私ども地方自治体を取り巻く環境は、かつてない厳しい状況に置かれております。三位一体改革による構造改革により税源移譲がなされたとはいうものの、交付税や補助金削減に見合う税源移譲とはなっておらず、また、地方においても市場競争原理を旨とした規制緩和などの影響により、都市と地方との格差や所得格差、医療格差などの新たな歪みも生じてきております。

また、地方財政の根幹をなす地方交付税においては、平成21年度は、緊急対策として雇用創出のための財源が新たに4千億円措置されたことから、前年度に比すと増額の見込みとなっておりますが、景気減退に伴い市税を初めとする一般財源は大幅に減少する見込であります。依然として厳しい財政運営を強いられることは避けられない状況でございます。

このような中、本市は合併して早6年目を迎えようとしており、市

政運営にあたりましては、合併によるスケールメリットを生かしながら、総合計画の実施計画に掲げる諸事業を着実に実行していかなくてはなりません。そのためには中・長期的な財政推計に基づく「財政健全化計画」との整合性を常に検証しながら行財政運営を行うことが必要不可欠であると考えております。

とりわけ、昨年4月の市長就任以来、私が市民の皆様方に公約いたしました政策目標(マニフェスト)につきましては、財政状況が大変厳しい中、できるものから着実に取り組んでいるところでございます。

平成20年度におきましては、県内で初めての「学習補助員の配置」をいたしました。また、全職員の協力による「まごころ事務代行サービスの導入」や「地域農道リフレッシュ舗装補助」、「家族介護者リフレッシュ事業の実施」、また、今議会に提出しております「男女共同参画推進条例の制定」に向けた取り組みを行っているところでございます。

平成21年度は、これら事業を充実して継承するとともに、市民の日常生活の動きを重視した「新たな生活交通体系の整備」、また「すぐやる課の設置」、「結婚サポート事業の創設」、「妊婦健診の助成回数の拡大」、「乳幼児医療費の公費負担を小学校6年生まで拡大」、「第3子以降の保育料の無料化」等を新規施策として実施したいと思っております。また、合併浄化槽をも含めた下水道整備による「水洗化の促進」につきましては、今後重点的に実施してまいりたいと思っております。地球温暖化等の環境対策についても、市民の皆様の協力による「ごみの減量化・資源化の徹底」を推進してまいりたいと考えております。また、安芸高田市の将来を見据えた少子・高齢化に対するまちづくりにつきましては、「自主防災組織の確立」を一層推進するとともに、自助・共助を基調とする「市民総ヘルパー構想の創設」、「家庭のバリアフリー化推進」、また、前述の家族介護者リフレッシュ事業等の施策を総合的に展開し、「広島県一、在宅介護の進んだまちの創造」を目指した協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

一方、大幅な職員の削減を初め、事務事業や補助金の見直し等、徹底した歳出の抑制を目指す行財政改革の断行につきましては、新たな第2次行政改革大綱とその実施計画策定のため、過日、諮問機関である「第3期行政改革懇話会」の設置を行い、具体的な作業に着手したところでございます。

平成21年度予算編成におきましては、私の政策目標を可能な限り予算に反映させておりますが、新たな生活交通体系の整備につきましては、「安芸高田市公共交通協議会」の最終的な取りまとめ等を踏まえ、平成21年度の早い段階で補正予算等により対応してまいりたいと考えております。

時代が大きく転換しようとする今、私は市長として皆様方の先頭に立ち、困難な課題にも果敢に挑戦し、本市の将来像でもあります「人 輝

く・安芸高田」を目標に、夢と希望の持てる「安心して暮らせるまち」の構築を目指してまいりたいと思いますので、皆様の一層の御支援、御協力をお願いいたします。

#### 「平成 21 年度予算編成の基本方針」

平成 21 年度予算の編成方針について御説明申し上げます。

地方分権の進展により、行財政運営においては、これまで以上に「自己選択」、「自己決定」、「自己責任」が重視される中、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行されました。

本市においても財政健全化を進めるための新しい法制の時代を迎えたことを念頭に置き、一般会計などの財政運営及び公営事業の経営を総点検し、直ちに改善に取り組んでいくことが急務となっております。地方自治体の財政破綻問題が大きくクローズアップされる中、市民の財政問題に対する関心は従前にも増して高まってきております。

将来を担う安芸高田市の子どもたちに健全な財政を引き継ぎ、誰もが心豊かで幸せに暮らせるまち、「人 輝く・安芸高田」を実現するためには、行財政の健全化は必要不可欠の課題でございます。

現在、地方の抜本的な構造改革、地方分権・権限移譲に向けた組織体制の整備などの対応とあわせて、市総合計画の実施計画に掲げる主要重点施策の実施に当たっては、解決すべき懸案事項が山積しております。

このため、適正な財源確保と徹底した経費の見直しを行うとともに、限られた財源を最大限に活用するための厳正な施策選択や重点化を推進し、市民に信頼される、より効率的で効果的な行政執行と財政運営の確立に徹することを基本とし予算を編成いたしましたところでございます。

その編成に当たりましては、平成 19 年度の決算において、財政健全性の指標の一つである実質公債費比率が 19.2%に上昇したことなど、本市の極めて厳しい財政状況を十分勘案しつつも、現下の取り巻く極めて厳しい雇用・経済情勢に鑑み、市として講じるべき対策に早急に取り組むという姿勢の下、市民生活に直結する生活基盤の整備を初め、耐震化対策など防災上緊急を要する事業、子育て支援対策、少子・高齢化対策、障害者支援対策、定住促進対策などの事業に重点を置き、厳しい選択を通して真に必要な事業について予算の措置を講じたところであります。

その結果、平成 21 年度予算規模は、一般会計 204 億 3,000 万円(対前年度比 7.6%増)、特別会計は合計 101 億 389 万 1 千円(対前年度比 9.8%減)、地方公営企業法適用の水道事業会計は、第 3 条予算及び第 4 条予算合計で 7 億 1,853 万 4 千円(対前年度比 3.3%減)となりました。

一般会計の増につきましては、し尿処理施設「安芸高田清流園」の建設事業及び小・中学校耐震化事業の増加が大きな要因でございます。

また、特別会計の減につきましては、後期高齢者医療制度への移行

に伴う老人保健特別会計の大幅な事業費減と制度改正による国民健康保険特別会計における事業費の減少が大きな要因となっております。

水道事業会計の減につきましては、「甲立浄水場移転事業」の事業量の減少が主な要因でございます。

平成 21 年度予算編成につきましては、以上、御説明申し上げましたとおりでございますが、本市の歳入に占める最も大きな財源であります普通交付税は、合併後 10 年間は合併特例により加算措置がされるものの、合併 11 年目の平成 26 年度からは段階的に減少し、加算措置が終了する平成 31 年度には、現在の交付税に比較し、単年度で約 23 億円減少することになります。

合併特例加算措置終了後の普通交付税の減少を考えますと、非常に厳しい状況が見込まれ、とりわけ、平成 22 年度に借入地方債の償還ピークを迎えることから、財政状況が最も厳しいこの時期を乗り切るためには、公共施設の統廃合による行政のスリム化など、徹底した行財政改革を断行する必要があると考えております。

議員各位を初め、市民の皆様方の御理解と御協力を切にお願いしたいと存じます。

#### 「施策の大要」

続きまして、施策の大要を「安芸高田市総合計画」に掲げる施策の体系に沿って、御説明申し上げます。

#### 「快適で賑わいのあるまちづくり」

「快適で賑わいのあるまちづくり」についてでございますが、本年 4 月に組織機構改革を行うこととしております。

この組織機構改革は、今日のように多様化・高度化する市民ニーズに迅速かつ的確に対応し、合併効果を発揮しつつ将来像に掲げる「人輝く・安芸高田」の実現を目指すとともに、一方では極めて厳しい財政状況の下において、職員の大幅な削減等の行財政改革の断行など、私が掲げました政策課題を早期に実現可能とするため、これまでの組織機構を検証する中で、これまで以上に効率的で市民にわかりやすい組織機構に改めたところです。

とりわけ、本庁及び支所には総合窓口課を新たに設置することとしております。支所の総合窓口課におきましては、市民の皆様身近な各種申請受付業務を中心とした行政サービスを総合的に提供していくことにより、平成 21 年度の早い時期に本庁と支所を結ぶテレビ電話システム(窓口ネット)の運用を開始するなど、ワンストップサービスを目指した機能強化を図ってまいりたいと思っております。また、市民に身近で喫緊な要望に迅速に対処するため、新たにすぐやる課を新設し、より機動的なサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

支所の活性化と有効活用につきましては、平成 21 年度に福祉施策や地域振興施策等も含めた新たな視点で総合的な利活用計画を策定し、平成 22 年度より計画的に改修等を進めてまいりたいと思っております。

とりわけ、市民の利便性の向上を踏まえ、公共性の高い各種団体等の支所への集積も検討しております。

次に、早期完成を目指しております地域高規格道路 東広島高田道路（向原～吉田区間）につきましては、現在、工事着手へ向けて吉田側の用地補償を進めておりますが、平成 21 年度におきましても、引き続き広島県と一体となって用地買収、物件補償等の事業推進を行うとともに、国・県に対し、より一層の事業促進のための要望活動を行ってまいりたいと思います。

また、交通渋滞緩和を図る国道 54 号可部バイパスの早期完成に向けた建設要望並びに上根バイパス以北の歩道整備促進に努めてまいりたいと思います。とりわけ、陰陽を結ぶ大動脈である国道 54 号が東西に横断する本市といたしましては、国道沿線地域活性化に向けた計画の検討作業にも着手したいと考えております。

県道につきましては、吉田豊栄線、吉田邑南線、広島三次線及び原田吉田線の整備促進に向けた取り組みの強化を図るとともに、県道移譲路線につきましても、一般県道中北川根線などの改良事業と 20 路線の維持補修等により、市内の幹線道路の整備を行ってまいりたいと思います。また、市道につきましても、市総合計画に基づき、高林坊線など継続路線の計画的な整備を促進してまいりたいと思っています。

次に、公共交通体系の整備につきましては、私の政策目標の重点項目であり、昨年、「安芸高田市公共交通協議会」を立ち上げ、特に高齢者・障害者・女性にやさしい新たな生活交通体系の構築を目指す、公共交通総合連携計画の最終的な取りまとめを現在行っているところでございます。今後、その内容を踏まえ、本年秋頃を目途に新たな交通体系による実証運行等を実施してまいりたいと考えております。

次に、地域情報化の推進につきましては、平成 21 年度に、庁内に地域情報化検討委員会を設け、本市に最もふさわしい将来のブロードバンド化に向けた市場調査、費用の算出、整備手法等、総合的な実施計画を策定することとしております。

また、テレビ放送が 2011 年(平成 23 年)7 月までに、地上波デジタル放送に完全移行することから、平成 20 年度に引き続き可視エリア調査を実施するとともに、地元所有のテレビ共聴施設の改修のための支援を行ってまいりたいと思っております。

次に、安心・安全なまちづくりの推進について、でございます。

近年、地球温暖化等の影響による異常気象により、全国各地でゲリラ的な集中豪雨が頻発しており、甚大な被害に見舞われております。本市も平成 18 年 9 月に発生した台風 13 号に伴う集中豪雨により、人家を初め、農地、農業用施設、道路、河川等に甚大な被害を被ったところであり、災害時における防災体制の充実が求められております。とりわけ、市民の生命と財産を守る消防体制につきましては、一層の消防力強化のため、平成 21 年度、消防署に高規格救急車を更新整

備するとともに、消防無線デジタル化移行に向けた電波伝搬調査に着手することとしております。

また、災害発生時の情報伝達手段である防災行政無線の統一のため、中継局の設備、本庁固定局機器の更新を行うとともに、携帯・車載無線機の更新整備についても平成 21 年度より順次行うこととしております。さらに、耐震性貯水槽、消火栓及び可搬ポンプ積載車につきましても、計画的に更新整備を図ることとしております。

ソフト面につきましては、市民へ災害危険箇所を周知するため、平成 20 年度配付いたしました洪水・土砂災害ハザードマップ(災害予測地図)に引き続き、平成 21 年度は多治比川水系のハザードマップを新規に作成し配付したいと思っております。

避難体制につきましては、あらかじめ避難支援が必要な人に対して、避難情報の伝達や避難場所への誘導等を行う「安芸高田市災害時要援護者支援制度」を地域支援者の協力を得ながら平成 21 年度から本格的にスタートさせます。

また、地域における防災意識の高揚のため、引き続き、地域振興会等に対し、自主防災組織の設立や資器材購入について支援するとともに、防災図上訓練等も協力して実施してまいりたいと思っております。

このほか、救急救命措置に有効とされる A E D につきましては、平成 20 年度までにすべての小・中学校を初め、主要なスポーツ施設、社会教育施設においては整備を図ってまいりましたが、今後におきましては、主要な基幹集会所等につきましても必要度に応じ、計画的に設置してまいりたいと考えております。あわせて、地域でのスポーツ行事等の際に使用できるよう貸し出し用の A E D も消防署に配置することといたしました。

次に、防犯対策につきましては、最近の悪質・凶悪犯罪の増加を受け、安芸高田警察署、安芸高田市防犯連合会及び各地域振興会から選出された地域安全推進員を中心に、頻発する高齢者等を標的にした振り込め詐欺等の被害防止や子どもの安全確保として、引き続き、地域住民による登下校時の見守り、青色防犯パトロール車などによる活動を支援するとともに、児童等が悲惨な事故・事件に巻き込まれることのないよう全地域一体となった防犯意識の高揚や啓発に努めてまいりたいと思っております。

交通安全対策につきましても、交通事故の減少と道路を利用するすべての人が安心・安全に通行できる交通環境づくりのため、交通弱者である保育園児、小学校児童及び高齢者を主体として、交通安全意識の高揚や啓発を図りながら、交通安全施設の整備を促進するとともに、安芸高田市交通安全運動推進隊と連携した街頭指導の強化など、交通事故ゼロを目指した施策を推進してまいります。

上水道の整備につきましては、八千代給水区の簡易水道整備事業を継続して実施してまいります。また、美土里町の横田地区につきまし

ては、平成 21 年度に簡易水道創設の基本計画の策定に着手いたします。公営企業で運営する上水道事業につきましては、平成 21 年度も甲立浄水場移転事業を継続して実施してまいります。

下水道事業におきましては、一層の水洗化率向上に向け、引き続き吉田、八千代及び甲田処理区の特定環境保全公共下水道整備を実施してまいります。

とりわけ、下水道整備が遅れている吉田、八千代処理区につきましては、平成 21 年度より重点的に事業の促進をすることとしております。

なお、早期に全市的な水洗化を図るため、平成 21 年度に整備区域の見直しや浄化槽整備区域の拡大を含めた下水道全体計画の変更作業に着手することとしております。また、施設の老朽化と浄化槽汚泥等の増加に伴い、処理能力に限界をきたしておりますし尿処理施設「安芸高田清流園」につきましては、循環型社会形成推進計画に基づき、汚泥再生処理センターとして、平成 22 年度までに施設の完成を目指しております。平成 21 年度から本格的に施設建設、機械設備工事に着手いたします。

次に住宅対策につきましては、昨年、国が打ち出した雇用促進住宅廃止に伴う譲渡の申し入れを受け、市として譲渡を受けるか否か種々検討を重ねてまいりました。ほとんどの入居者が本市の市民であり、また、市内の事業所に勤務されているという実態があるため、現下の雇用経済情勢を踏まえたとき、廃止による影響は生活不安等を含め、極めて大きいと考えております。

今後の見通しなど総合的な見地から検討した結果、平成 21 年度におきましては、4 団地の内、吉田郡山団地を取得することとし、残る 3 団地につきましても計画的に取得してまいりたいと考えております。

今後、定住対策や雇用対策等と一体的な位置づけを行い、より一層、本市の活性化のために寄与できる財産として活用してまいりたいと考えております。また、老朽化が著しく、既に廃止を決定しております公営住宅につきましては、早急に除却に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。除却後の跡地につきましては、若者定住住宅団地等の整備も含め、利用計画を平成 21 年度に取りまとめることとしております。

次に、懸案の葬斎場につきましては、御承知のように市内の既存の火葬場の老朽化が著しく、環境汚染に対応した設備も設置していないことから、周辺環境に影響を及ぼしていることや、恒常的に火葬業務に支障を来していることを踏まえたとき、この問題は早急に解決すべき喫緊の課題であると認識しております。

これまで、建設予定地近隣の地元住民の皆様と再三再四、協議を進めてきたところでございますが、残念ながら地元住民全員の方の御理解を得るには至っておりません。しかしながら、先ほど申し上げましたように、この葬斎場の整備は、市民生活に直結した必要不可欠な事

業であり、しかも先送りできるような状況にないことから、一刻も早い整備が必要であります。私といたしましては、今後も地元全員の御理解を得るよう努力してまいりたいと思っております。

平成 21 年度は、環境影響調査、ダイオキシン調査、アスベスト調査及び用地測量調査等に着手したいと考えております。なお、目指しております葬斎場は、これまでも申し上げてきましたとおり、周辺環境に調和し、環境保全上の対策を施した火葬機能、待合機能、そして、必要最小限の葬斎機能を加えた施設として、整備してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

## (2) 心豊かで創造性に富んだまちづくり

次に、「心豊かで創造性に富んだまちづくり」について、でございます。

現在、市内の 500 余の集落の内、約 12%の集落は全体戸数が 19 戸以下で、しかも 65 歳以上の高齢者が 50%以上を占める、いわゆる限界集落といわれる集落となっております。また、こうした集落は今後も確実に増加するものと思われまます。担い手不足による田畑や山林等を初めとする地域資源の管理機能や相互扶助機能の低下・弱体化への対応が求められております。

このため、本市のまちづくりの基本理念であります、市民と行政の協働のまちづくりを目標に、住民一人一人が地域で自立し、お互いに支えながら心豊かな生活を送るためにも、市民と行政とがお互いに汗を流し、まちづくりについて活発な議論を高めていくことが大切であると考えております。今日まで、それぞれの地域振興会において、地域の活力につながる多様な取り組みを積極的に行っていただいております。深く感謝申し上げますとともに今後ともその活動を支援してまいりたいと思っております。また、地域住民の皆様の御意向等を踏まえた、まちづくり委員会の御提言につきましても、可能な限り市政に反映させてまいりたいと考えております。本市と包括協定を締結しております県立広島大学との連携につきましても、神楽や竹炭等の地域資源を活用した地域振興方策等についての共同研究などに取り組むこととしております。

次に、男女共同参画の推進につきましては、社会のあらゆる分野において、男性と女性がともに参画する機会を確保していくことが重要であることから、条例化に向けた取り組みを行ったところであり、本定例会に男女共同参画推進条例を提案させていただきました。今後は、市を挙げて男女共同参画社会づくりに取り組む都市宣言を行なうとともに、講演会等の記念行事を企画し、男女共同参画社会の実現に向けての気運を広く醸成してまいりたいと思っております。

また、幅広く女性の意見を反映するため、積極的に各種行政委員会等への女性参画を推進してまいりたいと思っております。

青少年健全育成につきましては、「夢と志をいただき、元気にすすむ安

芸たかた」の青少年を目指し、昨年 10 月に策定した安芸高田市青少年育成プランを基底に、家庭・学校・地域が担う役割をそれぞれ明確にしながら、安芸高田市民会議を初めとする関係機関・団体がともに連携し、次代を担う青少年が未来に向かって心豊かにたくましく成長できるように取り組みを推進してまいりたいと思います。

次に、教育の充実についてでございます。

学校教育の推進につきましては、適切な教育環境のもと、日々変化する社会情勢に対応できる柔軟で創造性と人間性豊かな人づくりが大切であります。そのためには、学校・家庭・地域が一体感を持ち、教育を通して、愛着と誇りを持てるまちづくりを推進していかなければなりません。安芸高田市総合計画の年次実施計画としての安芸高田かがやきプランに沿った学校教育、生涯学習の充実と推進に引き続き努めてまいります。

学校教育の基礎・基本であります学力向上につきましては、平成 20 年度に試行的に市内 3 小学校の 3・4 年生を対象にそれぞれ 1 名の学習補助員を配置したところでありますが、児童の学習習慣の定着や学習意欲の向上等、その成果を踏まえ、平成 21 年度におきましては、すべての小学校に拡大配置し、きめ細かな指導支援や補充的な指導、家庭における学習習慣の基盤づくりを進めてまいりたいと思っております。

また、英語力の向上と国際理解を深めるため、民間から 5 名の ALT (英語指導助手) を保育所、幼稚園、小・中学校及び英会話教室に派遣し、国際化時代に対応した教育の充実強化に努めてまいりたいと思います。不登校や暴力、いじめ等、生徒指導上の課題の解決につきましても、引き続き、家庭教育支援員やスクールカウンセラーを配置し、未然防止、早期対応を図ってまいりたいと思っております。

学校図書の整備につきましては、平成 20 年度より平成 25 年度まで 6 ヶ年で計画的に整備し、国の示す整備基準を充足することとしておりましたが、平成 21 年度におきましては 1 年度分前倒し、2 年分を整備することとしております。今後も早い段階で充足できるよう計画の見直しも必要と考えております。

次に、学校耐震化の取り組みでございます。第 1 次診断で耐震危険度の高いとされた市内の小・中学校の校舎及び体育館については、平成 21 年度に耐震補強工事に着手することとしております。残る小・中学校の校舎等につきましても、引き続き、第 2 次耐震診断を実施していくこととしております。

なお、これら耐震化改修事業においては膨大な経費が伴うことから、極めて厳しい本市の財政状況を踏まえたとき、将来を見据えた投資が求められるところであり、本市の今後の児童・生徒数の推移等を検証しつつ、将来的な学校の適正配置のあり方については、統廃合も視野に入れた検討作業に入ることが必要と考えております。

このため、平成 21 年度に学校規模適正化委員会を設置し、学校規模

適正化計画の策定を行うこととしております。

また、安芸高田市学校給食検討会議の答申を受け、検討を進めております全校完全学校給食の実現につきましては、保育所、幼稚園及び小・中学校における給食サービス水準の統一と給食衛生管理基準に適応した施設の安全性を図るため、3,000食が供給可能な統合給食センターの施設整備に着手したいと考えております。

なお、施設統合後の給食費につきましては、共同化によるコスト縮減等をなるべく反映させ、保護者負担の軽減が少しでも図れるよう今後検討してまいりたいと思っております。

次に、生涯学習におきましては、安芸高田少年自然の家「輝ら里」がリニューアルオープンし、1年間が経過いたします。平成21年度も「意欲をはぐくむ自然体験事業」等の多様な独自事業も幅広く展開し、市内の小・中学生、高校生はもとより、県内外の青少年活動や企業研修の利用にも門戸を広げ、青少年の体験教育、健全育成、スポーツ交流、地域振興などの事業を実施いたしますとともに、効率的な管理運営に努めてまいりたいと思っております。

文化の振興については、市内の図書館や文化ホールを一体的かつ効率的に運営していくことが求められています。とりわけ多くの市民が多様な芸術文化に触れあう機会の提供に努め、市民の文化活動を支援するとともに発表できる場を提供してまいりたいと考えております。向原図書館につきましては、書架を増設するため、平成21年度に改修を予定しております。

また、貴重な文化史跡であります郡山城の修景整備の一環として史跡案内看板の設置を行うとともに、市内に分散し収蔵しております歴史民俗資料につきましても、郷土の貴重な資料として、その保存と活用に努めてまいりたいと思っております。

スポーツ・レクリエーションの振興につきましては、生涯スポーツの推進、スポーツイベントの充実を図るとともに、体育施設の改修や指定管理委託などを推進してまいります。また、市民一人一人の体力づくり、健康づくりの活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブの育成支援を図るとともに、本市をマザータウンとするサンフレッチェ広島や湧永ハンドボール部の支援を初め、アーチェリー、カヌー等特色あるスポーツへの支援と各種スポーツの普及に努め、若者が集まり活力のあるまちづくりを推進します。

### (3) 人と環境にやさしいまちづくり

「環境にやさしいまちづくり」について、でございます。

すべての人が基本的な人権を尊重され、差別なく、ともに生きる人権尊重社会を実現していくことは、まちづくりの基本理念であります。人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成のため、本市が制定しております「人権尊重のまちづくり条例」を基本として、あらゆる人権問題の解決へ向けた啓発活動を積極的に推進してまいりたいと思

ます。

次に保健・医療の充実であります。

保健につきましては、保健・医療・福祉の関係機関や団体が連携し、市民の健康づくりへの支援を進めてまいります。市民が安心して暮らしていくためには、地域医療体制の整備確立が重要であります。引き続き、市医師会、市歯科医師会、また、本市の地域中核病院であります J A 吉田総合病院とも連携し、救急医療体制や医師不足等の諸課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次代を担う子どもの健康づくり事業につきましては、乳幼児健診や予防接種、子育て支援センターや保育所と連携した健康相談等を実施するとともに、乳幼児医療につきましては少子化対策の一環として、公費負担による助成をこれまでは小学校就学前であったものを、平成 21 年度より小学校 6 年生までに拡充し、保護者の負担軽減を図ることといたしました。

また、母体や胎児の異常を発見し、安全な出産ができるよう受診する妊婦一般健診の公費助成につきましても、平成 21 年度より、助成回数をこれまでの 5 回から通常受診が望ましいとされております 14 回に拡大し、少子化対策の一助としてまいりたいと思っております。

また、平成 20 年度から始まった後期高齢者医療制度につきましては、たび重なる国の制度改正等により、御迷惑をおかけしておりますが、今後とも市民の皆様には正確な情報をお伝えし、信頼感のある保健医療施策の推進に努めてまいります。

なお、後期高齢者医療制度導入時に、対象者の皆様より医療費用の一部負担金を徴収することとしておりましたが、平成 21 年度からは、これを撤廃することといたしました。

また、平成 20 年度から、すべての保険者には 40 歳から 74 歳までの方を対象に、特定健診・特定保健指導の実施が義務づけられました。健診結果で生活習慣の改善が必要な人に対しては特定保健指導を実施し、健康の保持ができるよう支援してまいります。

特に近年、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に起因する生活習慣病の発症が増加しております。このため、本市の健康づくりの指針であります「健康あきたかた 21」計画を、より一層強力で推進し、市民の健康づくりを積極的に支援してまいりたいと思っております。

次に、障害者福祉の推進でございます。

障害のある方々が住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう「障害者自立支援法」に基づいた福祉施策を基本として、障害者の自立と社会参加の実現を目指し、必要な生活支援、福祉サービスを提供してまいります。

また、障害児が特別支援学校等からの帰宅後や長期休暇時を健全に過ごすための居場所を新たに確保し、障害児福祉の向上と保護者の負担軽減を図ってまいります。

また、障害者のあらゆる相談に対応できるよう障害者福祉相談員を配置し、引き続き支援してまいります。

次に、高齢者福祉の充実でございます。

本市の高齢化率は平成 20 年 4 月 1 日現在で 32.7%と、県平均の 22.3%を大きく上回っております。今後とも上昇が見込まれております。

少子・高齢化の進展は、ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯を増加させ、家族や地域の互助の力を弱体化させました。介護保険サービス等の公的サービスを充実させることは、家族の介護負担を軽減させるもので、今後も一層推進していく必要があります。

しかし、本市のような中山間地域においては介護職が不足し、今後の高齢者の増加に対応ができない状況も予想されます。また、公的サービスは画一的な面があり、公的サービスで賄えないきめ細やかな支援を行うには、家族を初め地域住民がお互いに支え助け合う仕組みが高齢者の地域生活には欠かせないこととなっております。

このことから、私は、このお互い支え助け合う共助の考えを広く市民の皆様方に普及するため「市民総ヘルパー構想」を推進してまいりたいと考えております。

具体的な取り組みといたしましては、約 10 時間程度の講習会を受けて市長が認定する市民介護サポーター養成研修の実施、介護保険対応の 2 級ヘルパー資格取得に対する助成、現在実施しております家族介護教室の拡大実施等、3 年間で約 1,500 人を目標に介護知識・技術を習得した方を養成してまいりたいと考えております。

また、要介護者を抱え、御苦労いただいております御家族を支援するため、一時的ではございますが介護から解放される仕組みとして「家族介護者リフレッシュ事業」を平成 20 年度に新設しましたが、引き続き実施してまいりたいと思っております。

また、高齢者の方々ができるだけ長く住み慣れた在宅で生活できるよう見守り体制の強化や外出支援サービス、配食サービスなどの在宅福祉サービスやお年寄りが気軽に参加できる「ふれあいサロン」等の生きがい対策事業につきましても、社会福祉協議会や民生児童委員協議会、地域振興会等と連携し、充実を図りながら積極的に推進してまいりたいと思います。

高齢者の就労促進と社会参加等につきましては、シルバー人材センターと連携協力して支援してまいりたいと思っております。

また、市民文化センター 1 階に開設しております地域包括支援センターにおきましては、今後は、名称を高齢者支援センターとわかりやすく改め、高齢者の方を対象とした介護予防事業や相談事業、権利擁護事業などの施策を総合的に実施いたします。要支援 1・2 と認定された方のケアプランの作成もあわせて行い、予防給付サービスの利用促進に努めます。

なお、平成21年度を初年度とする第4期介護保険料につきましては、高齢者の負担率の見直しやサービス提供の伸びから推計すると、概ね月450円値上げする必要がありますが、今般の厳しい社会経済情勢に鑑み、高齢者負担の軽減を図るため、現行の保険料を向こう3年間据え置くことといたしました。

次に、子育て環境の充実でございます。

市民文化センター1階に開設しております子育て支援センターを拠点として、家庭児童相談員・母子自立支援員等による子育て総合相談等による助言・指導を通じ、児童虐待、家庭内暴力の予防、早期発見及び対応に努めてまいりたいと思っております。

また、幼児保育については、低年齢児保育や延長保育などの保育サービスの充実に努めるとともに、必要時に子どもを一時的に預けるのできるファミリーサポート事業の充実を図り、保護者の育児支援に努めたいと思っております。

なお、24時間保育につきましては、現在、次世代育成支援事業の見直しを行うためのニーズ調査を実施しており、この調査における保護者のニーズを踏まえ、真に求められる施策の展開につなげてまいりたいと考えております。また、少子化・子育て支援対策の一環として、第3子以降の保育園児にかかる保育料につきましては、平成21年度より無料とすることといたしました。

放課後児童対策につきましても、引き続き、放課後児童クラブや子ども教室の運営を支援してまいります。平成21年度におきましては、地デジ対応テレビ等の備品整備も行ってまいります。

また、平成21年度から保育内容に関する最低基準である保育指導指針が法的拘束力を持つ告示化され、養護の一体化が求められています。少子化傾向化傾向が一層進展する中で、保育所や幼稚園の機能を一体化した認定子ども園の創設や、公立保育所の今後のあり方について、保育所等運営適正化検討委員会を設置して検討してまいります。

次にごみ問題及び環境問題であります。

市民の生活環境を向上するためにも、市は率先して循環型社会を目指していく必要があります。ごみの減量化、資源化をさらに促進していかなければなりません。

また、地球温暖化対策につきましても待ったなしの状況にあることから、今や市民一人一人が身近な問題として捉え、取り組んでいく必要があります。このため、平成21年度におきましては、環境基本条例の制定を予定しており、条例制定後に環境基本計画の策定に着手をいたします。

また、身近な取り組みといたしましては、ごみの減量化の推進、分別収集の徹底による資源ごみの回収率の向上を図る必要があります。このため、一時中断しておりました生ごみ処理機購入に対する助成金制度を復活するとともに、自治会等資源ごみ回収団体に対するリサイ

クル助成単価を1キロ4円から10円に引き上げ、取り組みの拡大を喚起してまいりたいと考えております。

また、ごみの不法投棄防止のための監視カメラ設置事業についても市内全域に計画的に実施してまいりたいと思っております。

#### (4) 多彩な生産と交流のまちづくり

「次に多彩な生産と交流のまちづくり」について、でございます。

まず、農業の振興でございますが、WTO体制下で進められる国際化への対応と「食料・農業・農村基本計画」で示された国の農業構造改革の実現を目指すためには、経営体として持続、発展できる農業の担い手を育成し、確保する必要があります。

このため、それぞれの地域の実態に即した支援が必要と考えます。具体的には、認定農業者などの担い手や集落営農組織の育成、さらには生産組織の法人化に向けた取り組みを推進するとともに、集落での話し合い活動や農業機械の共同利用購入などにより、小規模農家を含めた営農体系の構築のため、必要な支援を行ってまいりたいと思っております。

また、中山間地域等直接支払事業や平成19年度に創設されました農地・水・環境保全向上対策事業につきましても、集落単位や個別単位の協定により農地の荒廃防止や保全につながっており、地域での活動実態に即した取り組みをしていただいております、今後も引き続き支援してまいります。

なお、中山間地域等直接支払事業につきましては、第2期対策が、平成21年度で終了することから、事業の継続について、国に要望してまいりたいと思っております。

次に地産地消の取り組みにつきましては、今後、徹底した事業推進を図るため、庁内に地産地消プロジェクトチームを設置し、地元食材の利用促進と供給体制の確立に向けた調査研究を行い、地産地消推進計画を樹立することとしております。

また、本年4月には、八千代町に民間企業による農産物直売所が開設予定であり、直売所への農産物の出荷体制の確立を図るとともに、広島北部農協が主体となり、市と連携して市内産直市の販売体制の強化を図りながら、農家の所得向上と地域活性化に向けた支援をしてまいりたいと思っております。

次に、広島北部農協と連携し、売れる米づくりを推進するため、ブランド米戦略展開事業としては、これまで振興してきました「あきろまん」に加え、本年度からは寿司米として需要の高い「こいもみじ」の栽培を推進してまいります。また、地域特産品としての赤米・黒米・そば等の生産拡大につきましても、機械導入による条件整備をしてまいりたいと思っております。

野菜生産につきましては、広島北部農協の「野菜20億円産地づくり」とあわせて、年間を通じて出荷可能な根菜類の生産を推進し、100万

都市広島市への販路の拡大を目指してまいりたいと思います。

次に、畜産振興につきましても、広島牛放牧推進モデル事業による牛の林間放牧事業を初め、和牛産地規模拡大推進及び乳用牛の改良推進などの事業とともに、耕畜連携の取り組みへの支援を引き続き実施してまいります。

高宮堆肥センターにつきましては、良質な堆肥生産と有効活用推進のため、新たに広島北部農協堆肥センター部会を立ち上げ、全農ひろしまの支援による運営を行うことにより、循環型農業の推進を図りたいと考えております。

次に、農業の生産基盤整備でございます。

現在、継続中の中馬地区、川根地区における県営農道整備事業の早期完成を目指すとともに、ほ場整備事業につきましては、県営甲田町小原地区及び団体営甲田町深瀬地区、下甲立地区及び吉田町桂地区におけるほ場整備事業の事業推進を行ってまいります。

また、平成 20 年度に新設いたしました地域農道リフレッシュ事業につきましては、非常に好評であります。引き続き実施してまいります。

林業振興対策としましては、分収造林や流域公益保全林の整備及び森林整備地域活動支援事業などにより、林家及び高田郡森林組合と連携し、森林の計画的な整備に努めてまいりたいと思います。

なお、平成 20 年度に創設された、ひろしまの森づくり県民税を原資とする、ひろしまの森づくり事業を活用し、里山林整備や環境貢献林整備にも積極的に取り組むこととしております。

林道新設改良事業につきましては、継続事業である天王山線開設のほか、平成 21 年度より、新規に入江戸島線開設調査事業として、用地調査等に着手したいと考えております。

水産業につきましては、漁業協同組合等と連携して、水産資源の維持増大及び水辺環境の保全に努めてまいりたいと思います。

次に商工業の振興につきましては、まず、雇用確保対策が喫緊の課題であり、また若者定住や農業の担い手の確保の前提条件であることから、地元企業への訪問を初め、安芸高田市雇用対策協議会と連携し、Uターン希望者への雇用情報の提供を行うとともに、あらゆる機会を通じて積極的に企業誘致に努めてまいりたいと思います。

また、安芸高田市産業振興ビジョンに基づき、産業活動支援センターを中心とした市内商工業者の経営安定化研修や商工会の活動につきましても引き続き支援するとともに、平成 21 年度に新規事業として中小企業の人材育成のための研修、講座等への助成を行ってまいりたいと思います。

高齢者等からの要望が強い福祉支援型の買物サービスや割引カードの発行につきましては、平成 21 年度に商工会において検討していただき、施策の実現に向けた取り組みをお願いすることとしております。

次に、観光・交流につきましては、現在、広島大学と連携し、取り

まとめをしております、観光振興ビジョンを踏まえ、今後の本市の観光振興方策を研究してまいりたいと思います。とりわけ、平成 21 年度は新たな取り組みとして、安芸高田市を PR するためのプロモーションビデオやキャッチフレーズを作成し、広く周知をしてまいりたいと考えております。

また、本市と姉妹都市提携しております防府市との交流やニュージールランド・セルウィン町との国際交流などについても継続して実施してまいります。

また、農業体験学習等、都市との交流事業につきましては、小学生を対象にした農山村漁村での宿泊体験交流活動を行う、農山村漁村交流プロジェクトが将来的には全国のすべての小学校で取り組むことが決定されており、本市といたしましても交流と地域活性化の視点から、積極的な取り組みを行うため、平成 21 年度に受け入れ体制の構築のための計画策定を行うこととしております。

また、最盛期には年間 60 万人もの入り込み観光客がありました土師ダム周辺整備につきましては、安芸高田市を代表する憩いの空間として再生整備を含め、活性化を目指したいと考えております。

平成 21 年度におきましては、ダム周辺に BMX コース、グラウンドゴルフ場、アーチェリー場の整備を進めるとともに、自転車貸出し事業の魅力化、ボート貸出し事業の再開等を実施してまいりたいと考えております。

次に男女の交流についてですが、安芸高田市の未婚率は、周辺市町に比して非常に高い値になっております。多様な要因があるとは思いますが、人口増や若者定住を推進するためにも、交流の場、出会いの場を提供し、1 組でも多くのカップルを誕生させるための支援も大事な施策と考えております。

平成 21 年度におきましては、結婚サポート事業として、結婚相談所の開設と 12 名のコーディネーターによるお見合い支援、カップリング交流イベント等の施策を展開してまいりたいと考えております。

以上、平成 21 年度予算の提案にあたりまして、私の所信の一端を申し述べさせていただきます、施政方針とさせていただきます。

何とぞ、慎重なる御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○藤井議長

これをもって施政方針を終わります。

この際、11 時 45 分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 30 分 休憩

午前 11 時 45 分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第 10 議案第 18 号 安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例

- 日程第 11 議案第 19 号 安芸高田市職員の給与の特例に関する条例
- 日程第 12 議案第 20 号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 21 号 安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 22 号 安芸高田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15 議案第 23 号 安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 24 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 17 議案第 25 号 財産の無償貸付について
- 日程第 18 議案第 26 号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
- 【横田地域活動拠点施設ほか 14 件 再指定】**
- 日程第 19 議案第 27 号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
- 【中長田集会所ほか 6 件 新規】**
- 日程第 20 議案第 28 号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について

○藤井議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 10、議案第 18 号「安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例」の件から、日程第 20、議案第 28 号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」の件まで、11 件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第 18 号から議案第 28 号までの 11 件についての、提案理由を御説明申し上げます。

最初に、議案第 18 号「安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例」でございます。

本案は、市長を初めとする特別職の給料月額を、平成 20 年度に引き続き平成 21 年度でも減額措置を講ずるため、本年 3 月末をもって失効する既定の条例を一旦廃止し、新たに制定するものでございます。

厳しい財政状況を踏まえ、平成 17 年度から 5 ヶ年にわたる措置で、市長においては 15%、副市長においては 13%、教育長においては 10% の減額率を、それぞれ定めるものでございます。

次に、議案第 19 号「安芸高田市職員の給与の特例に関する条例」でございます。

本案は、安芸高田市職員の給料月額を、平成 20 年度に引き続き平成

21年度でも減額措置を講ずるため、本年3月末をもって失効する既定の条例を一旦廃止し、新たに制定するものでございます。

厳しい財政状況を踏まえ、職員においては平成17年度、平成19年度及び平成20年度に引き続き4回目の減額措置となるもので、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間、部長級で6%、次長級及び課長級で5%、主幹級で4%、主査級から主任主事級で3%、主事級で1%の減額率をそれぞれ定めるものでございます。

次に、議案第20号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」でございませう。

本案は、安芸高田市の非常勤特別職に、「安芸高田市男女共同参画推進審議会委員」ほか5つの職を新たに設けると同時に、見直しにより職名を変更するものを1件、現在置いていない職の削除を1件、それぞれ必要な改正を行うものであります。

次に、議案第21号「安芸高田市個人情報保護条例の一部を改正する条例」でございませう。

本案は、平成19年に改正されました統計法の施行に伴い、引用しております条文について、必要な改正を行うものでございませう。

次に、議案第22号「安芸高田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例」でございませう。

本案は、行政財産について、「貸付け又は賃借権などの私権の設定」ができるよう、平成18年の地方自治法の改正を踏まえ、所要の改正を行うものでございませう。

基幹集会所及びその敷地等の行政財産は、行政目的を遂行するために所有するという性格上、これまでは「貸付け又は賃借権などの私権の設定」を禁止しておりましたが、行政財産の有効利用の観点から、地域振興会などの公共的団体が活動を行う上で、必要な場合はその行政財産の用途や目的を妨げない範囲で、無償で貸付を行いたいとするものでございませう。

次に、議案第23号「安芸高田市地区集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」でございませう。

本案は、現在、取り組みを進めております地区集会所の地元移管につきまして、譲渡の手続きが終了しました吉田町古市柿原集会所及び山手沖集会所、並びに甲田町稼地老人集会所及び長屋老人集会所を、それぞれ条例の別表から削除するものでございませう。

次に、議案第24号「財産の無償譲渡について」でございませう。

本案は、議案第23号に関連し、地元へ移管をいたします吉田町古市柿原集会所及び山手沖集会所、並びに甲田町稼地老人集会所及び長屋老人集会所について、地域の財産として利活用していただくため、それぞれ地元の団体に無償で譲渡したいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第25号「財産の無償貸付について」でございませう。

本案は、議案第 23 号及び議案第 24 号に関連し、地元へ移管をいたします集会所のうち、吉田町古市柿原集会所、山手沖集会所及び甲田町長屋老人集会所の敷地が市有地であることから、市有地をそれぞれの譲渡先へ無償で貸付けたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 26 号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」のうち、「横田地域活動拠点施設ほか 14 件 再指定」でございます。

本案は、横田地域活動拠点施設ほか 14 件の施設について、指定管理者を再指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、このたびの再指定手続きにより、指定期間を 3 年としたものが 14 施設、1 年としたものが 1 施設となっております。

次に、議案第 27 号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」のうち、「中長田集会所ほか 6 件 新規」でございます。

本案は、現在、基幹集会所として市が管理しております中長田集会所ほか 6 施設について、設置目的や建設の経緯、地域とのかかわりなどを考慮して、平成 21 年度からは地元の団体に管理を行わせることとしたいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、これらの施設は指定期間を 3 年としております。

次に、議案第 28 号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同規約の変更について」でございます。

本案は、本年 3 月 31 日をもって山県郡町村税等整理組合及び広島中央広域行政組合が解散し、広島県市町総合事務組合を脱退することに伴い、組合を構成する団体数の減少と組合同規約を変更することについて、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、11 議案について、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、13 時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

午前中、議案第 18 号から議案第 28 号までの 11 件を一括して提案理由の説明がございました。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本 11 件については、総務企画常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 21 議案第 29 号 安芸高田市男女共同参画推進条例

日程第 22 議案第 30 号 安芸高田市介護従事者処遇改善臨時特例
基金条例

日程第 23 議案第 49 号 安芸高田市国民健康保険税条例の一部を
改正する条例

日程第 24 議案第 31 号 安芸高田市乳幼児医療費支給条例の一部
改正する条例

日程第 25 議案第 32 号 安芸高田市介護保険条例の一部を改正す
る条例

○藤井議長 日程第 21、議案第 29 号「安芸高田市男女共同参画推進条例」の件から、日程第 25、議案第 32 号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」の件までの 5 件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第 29 号から議案第 32 号まで、及び議案第 49 号の 5 件について、提案理由を御説明を申し上げます。

最初に、議案第 29 号「安芸高田市男女共同参画推進条例」でございます。

本案は、安芸高田市において、さらなる男女共同参画の推進を図るため、基本理念、市・市民及び事業者の責務及び施策についての基本的な方向を示し、男女がお互いの人権を尊重し、社会のあらゆる分野で男女が共同することにより、豊かで活力ある社会を実現することを目的とした条例を、新たに制定するものでございます。

本市では、平成 18 年に安芸高田市男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな取り組みを行って来ておりますが、このたび、こうした理念の一層の浸透と推進を図るため、条例制定に向けた協議会を設置し、幅広い御意見をいただく中で 3 回の協議を経て、条例案を策定したものでございます。

次に、議案第 30 号「安芸高田市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例」でございます。

国においては、本年 4 月に介護従事者の処遇改善と人材確保などを目的とする介護報酬の改定が行われることになっており、これに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、第 2 次補正予算で国費による保険料負担軽減措置を講じます。

本案は、このうち、市町村に交付される 65 歳以上第 1 号被保険者の保険料分を原資とする基金を、平成 23 年度までの間設置するために、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第 49 号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、本年 2 月 12 日付で公布された「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、介護納付金分の賦課限度額 9 万円を、1 万円増額し 10 万円とするもので、施行日を平成 21 年 4 月とする、既定の条例の一部改正でございます。

次に、議案第 31 号「安芸高田市乳幼児医療費支給条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、乳幼児医療費の一部を支給する対象年齢を、現在就学前までとしているものを、小学校卒業までに拡大するため、既定の条例の改正を行うものでございます。

疾病の早期発見、早期治療を促進し、乳幼児等の健やかな育成を図ることを目的とするもので、年齢を大きく引き上げたことに伴い、条例名も乳幼児とあるものを乳幼児等に改めるものでございます。

次に、議案第 32 号「安芸高田市介護保険条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、第 4 期介護保険事業計画に基づき、平成 21 年度から平成 23 年度までの間の、第 1 号被保険者の保険料について定めるもので、計画によると第 4 期では、介護保険料の基準額は 4,849 円となりますが、さきに提案している介護従事者処遇改善臨時特例基金や介護給付費準備基金の繰り入れにより、現行の 4,400 円に据え置くものでございます。

また、高齢者の方々の収入に配慮し、現行 6 段階の保険料から、9 段階の保険料設定に改めるものでございます。

以上、5 議案について、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本 5 件については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 26 議案第 33 号 安芸高田市八千代ミニライスセンター  
設置及び管理条例

日程第 27 議案第 34 号 安芸高田市営住宅条例の一部を改正する  
条例

日程第 28 議案第 35 号 工事請負契約の締結について

【安芸高田市汚泥再生処理センター建設工事】

○藤井議長

日程第 26、議案第 33 号「安芸高田市八千代ミニライスセンター設

置及び管理条例」の件から、日程第 28、議案第 35 号「工事請負契約の締結について（安芸高田市汚泥再生処理センター建設工事）」の件まで、3 件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長

議案第 33 号から議案第 35 号までの 3 件について、提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、議案第 33 号「安芸高田市八千代ミニライスセンター設置及び管理条例」でございます。

本案は、施設整備の経緯から今日まで、安芸高田市芸術農園「四季の里」農園施設設置及び管理条例の中で、観光農園施設及びライスセンター施設の 2 つを、一体的に管理を行ってまいりましたが、業務内容が異なる施設であることと、それぞれの施設の利用促進を図るため、ライスセンター部分を切り離し、改めて条例を制定するものでございます。

次に、議案第 34 号「安芸高田市営住宅条例の一部を改正する条例」でございます。

本案は、平成 19 年 12 月に公営住宅法施行令の一部が改正され、平成 21 年度より家賃制度及び入居者収入基準が変更されることで、現在の入居者のうち、収入に変動がなくても、家賃が上昇するなど、負担が増加する入居者があるため、平成 26 年度までの間で激変緩和措置を講ずるものであります。

次に、議案第 35 号「工事請負契約の締結について（安芸高田市汚泥再生処理センター建設工事）」の件でございます。

本案は、安芸高田市汚泥再生処理センター建設工事を、アタカ大機・伏光組安芸高田市汚泥再生処理センター建設工事共同企業体と 19 億 8,240 万円で請負契約を締結することについて、「安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、3 議案について、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤 井 議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本 3 件については、産業建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 29 議案第 36 号 平成 20 年度安芸高田市一般会計補正
予算（第 7 号）

○藤井議長 日程第29、議案第36号「平成20年度安芸高田市一般会計補正予算(第7号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第36号「平成20年度安芸高田市一般会計補正予算(第7号)」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億4,822万6,000円を減額し、予算の総額を203億3,218万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金920万9,000円、国庫支出金4,527万7,000円、諸収入270万7,000円をそれぞれ追加し、市税290万円、使用料及び手数料39万3,000円、県支出金6,533万2,000円、財産収入978万9,000円、繰入金1,040万5,000円、市債1億1,660万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、商工費96万2,000円、土木費3,391万4,000円、公債費9,881万5,000円を追加し、議会費950万6,000円、総務費4,007万8,000円、民生費8,714万3,000円、衛生費7,301万4,000円、農林水産業費3,045万3,000円、消防費1,648万3,000円、教育費2,524万円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、繰越明許費の補正であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業として、8事業、総額で1億4,967万5,000円の繰越明許費の追加をいたすものでございます。

また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、15億4,210万円と定めるものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる御議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長 一般会計補正予算(第7号)の要点について、御説明を申し上げたいと思います。

このたびの補正につきましては、年度末を迎え、事務事業の執行見込に伴う予算整理・計数整理がほとんどを占めております。補正予算書の10ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入でございますが、1款の市税、5項の入湯税は、景気の急激な低迷に伴いまして290万円を減額するものでございます。

12款の分担金及び負担金、1項の分担金218万9,000円の減額は、事業量の確定に伴い、テレビ放送難視聴解消施設整備事業分担金を175万4,000円増額し、農林水産事業費分担金を394万3,000円減額する

ものでございます。

2項の負担金、1,139万8,000円の増額は、保育所入所者の増に伴う、保育所保護者負担金の増が主なものでございます。

13款の使用料及び手数料、1項の使用料70万6,000円の減額は、各種施設使用料、診療所使用料等の予算調整でございます。

14款の国庫支出金、1項の国庫負担金、4,941万5,000円の増額は、事務事業の執行見込みに伴う、社会福祉、児童福祉費国庫負担金の調整や、12ページにまいりまして、平成19年度に実施した土木災害復旧事業の財源として、国において施越しとなっております、過年度の土木災害復旧事業費負担金の増でございます。

2項の国庫補助金、413万8,000円の減額は、それぞれの事務事業費の精算見込みに伴う補助金の調整でございます。

15款の県支出金、1項の県負担金、5,302万8,000円の減額、2項の県補助金、1,217万7,000円の減額は、いずれも事務事業の執行見込みに伴う歳入財源の調整でございます。

16款の財産収入、1項の財産運用収入、978万9,000円の減額は、基金運用利子の減でございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

18款の繰入金、3項の基金繰入金、1,042万3,000円の減額は、基金運用利子の減に伴う果実運用基金、地域福祉基金及び地域振興基金繰入金の財源調整でございます。

20款の諸収入、2項の市預金利子、520万4,000円の増額は、歳計現金の預金利子の増でございます。

3項の貸付金元利収入、121万5,000円の増額は、住宅資金貸付金の借受者からの繰上償還でございます。

5項の雑入、371万2,000円の減額は、各種雑入の予算調整でございます。

18ページをお開きいただきたいと思います。

21款の市債は総額で1億1,660万円の減額で、事務事業執行見込み等に伴うそれぞれの事業に充当しております起債の調整をしたものでございます。

続きまして、歳出でございますが、20ページをお開きいただきたいと思います。ほとんどの費目が減額となっておりますが、減額する事業につきましては、事務事業費、事業量の確定、事業執行見込み等に基づく予算整理によるものでございます。

まず、1款の議会費は、950万6,000円の減額で、議会の改選に伴う議員人件費の減が主なものでございます。

2款の総務費、1項の総務管理費、1目の一般管理費、303万6,000円の増額は、非常勤職員等の共済費202万1,000円、人事給与電算システム改修費352万8,000円の増額が主なものでございます。5目の財産管理費890万円の減額は、事業執行見込み等に基づく予算整理で

ございます。

22 ページをお開きいただきたいと思います。

6 目の基金管理費は、1,281 万 1,000 円の増額で、美土里町神楽門前湯治村育成基金 741 万 5,000 円及び、たかみや湯の森管理基金 1,544 万 4,000 円の増額につきましては、将来の施設改修に備え、基金を積立いたすものでございます。その他の基金につきましては、基金運用利子相当額の予算調整を行ったものであります。7 目の企画費 3,553 万円の減額につきましては、24 ページをお開きいただきたいと思いますが、葬斎場施設整備事業費の調査費の減が主なものでございます。11 目の行政情報処理費 534 万 4,000 円の減額は、事業費の確定に伴う地上波デジタル放送共聴施設改修補助金の減でございます。13 目の地籍調査費 105 万 7,000 円の減額、2 項の徴税費、2 目の賦課徴収費 288 万円の減額は、事務事業の精算見込みに伴う予算整理でございます。

26 ページをお開きいただきたいと思います。

4 項の選挙費、3 目の選挙執行費 218 万 3,000 円の減額は、選挙事務の精算見込みに伴う職員人件費の予算整理でございます。

3 款の民生費、1 項の社会福祉費、1 目の社会福祉総務費 7,613 万円の減額は、国・県からの保険基盤負担金の減に伴う国民健康保険特別会計繰出金、7,483 万 4,000 円の減額が主なものでございます。2 目の障害者福祉費 5,624 万 1,000 円の増額は、サービス利用者の見込み増に伴う施設入所者訓練等支援扶助費、6,900 万円の増が主なものであります。

28 ページをお開きいただきたいと思います。

3 目の老人福祉費、6,933 万 5,000 円の減額は、事務事業の精算見込みに伴う予算整理で、大きく減額となるものは、30 ページにまいりまして、後期高齢者医療広域連合負担金 3,302 万 3,000 円の減、後期高齢者医療特別会計繰出金 1,157 万 4,000 円の減でございます。

34 ページをお開きいただきたいと思います。

3 目の児童手当費 585 万円の減額、4 目の児童扶養手当費 179 万 1,000 円の減額、5 目の児童福祉医療・公費負担事業費 538 万 8,000 円の減額、6 目の児童福祉施設費 386 万 6,000 円の減額は、事務事業の精算見込みに伴う予算整理をしたものでございます。

36 ページをお開きいただきたいと思います。

3 項の生活保護費、2 目の生活保護扶助費、1,968 万 2,000 円の増額は、生活保護費の対象者の入院等に係る医療費扶助の増によるものでございます。なお、生活保護費につきましては、本来、国県の補助金が 4 分の 3 ございますが、このたびの生活保護費の増については、精算金として、国・県から平成 21 年度に歳入されるものでございます。

4 款の衛生費、1 項の保健衛生費、1 目の保健衛生総務費 102 万 4,000 円の減額、2 目の健康づくり推進事業費 459 万円の減額、4 目の環境衛生費 6,593 万 1,000 円の減額、38 ページにまいりまして、簡易水道事

業特別会計繰出金 4,113 万 5,000 円の減は、精算見込みに伴います予算の整理でございます。

2 項の清掃費、2 目のし尿処理費 184 万 2,000 円の減額は、事務事業の精算見込みに伴う予算整理でございます。

40 ページをお開きいただきたいと思います。

2 目の農業総務費 569 万 2,000 円の増額は、農業集落排水事業特別会計繰出金の増が主なものでございます。6 目の農村整備費 878 万 7,000 円の減額、2 項の林業費、1 目の林業総務費 231 万 9,000 円の減額、3 目の造林事業費 148 万 8,000 円の減額、4 目の林道整備事業費 1,545 万 5,000 円の減額、42 ページにまいりまして、5 目の治山事業費 753 万 5,000 円の減額は、いずれも、事務事業の精算見込みに伴う予算整理をしたものでございます。

8 款の土木費、1 項の土木管理費、1 目の土木総務費 435 万 5,000 円の減額は、事務事業の精算見込みに伴う予算整理でございます。

44 ページをお開きいただきたいと思います。

2 目の道路維持費 6,830 万円の増額は、市道、県道の除雪委託費の増でございます。3 目の道路新設改良費 1,675 万 8,000 円の減額は、事業の執行見込みに伴う予算整理でございます。

3 項の河川費、1 目の河川総務費 224 万 3,000 円の減額は、事務事業の精算見込みに伴う予算整理でございます。

46 ページをお開きいただきたいと思います。

2 項の公共下水道費 920 万 2,000 円の増は、公共下水道事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金の増でございます。

5 項の住宅費、1 目の住宅管理費 313 万 9,000 円の減額、2 目の住宅建設費 1,758 万 9,000 円の減額は、事務事業の精算見込みによる予算整理でございます。

48 ページをお開きいただきたいと思います。

9 款の消防費、1 項の消防費、1 目の常備消防費 478 万円の減額は、予算整理が主なもので、増額する費目、15 節の工事請負費 218 万 4,000 円は、吉田町の西浦訓練場の水道給水及び電灯配線新設工事費を計上したものでございます。2 目の非常備消防費 890 万 9,000 円の減額、3 目の消防施設費 278 万 4,000 円の減額は、事務事業の精算見込みによる予算整理でございます。

10 款の教育費、1 項の教育総務費、2 目の事務局費 88 万 7,000 円の増額は、50 ページにまいりまして、児童生徒援助扶助費 210 万円の増額が主なものでございます。

2 項の小学校費、1 目の学校管理費 134 万 5,000 円の減額、3 項の中学校費、1 目の学校管理費 256 万 3,000 円の減額は、事務事業の精算見込みに伴う予算整理でございます。

52 ページをお開きいただきたいと思います。

5 項の社会教育費、1 目の社会教育総務費 213 万 7,000 円の減額、56 ページにまいりまして、4 目の公民館費 148 万 6,000 円の減額、5 目の図書館費 1,155 万 9,000 円の減額は、いずれも事務事業の精算見込みに伴う予算整理でございます。

なお、図書館費の 14 節の使用料及び賃借料 990 万円の減額につきましては、図書の貸し出し等を管理する図書館システムの構築事業を 5 年間のリースを予定しておりましたが、先般の地域活性化等の事業に伴う補正によりまして、機器等を一括購入といたしたことから、既存予算の機器借上料を減額するものでございます。

58 ページをごらんいただきたいと思っております。

6 項の保健体育費、1 目の保健体育総務費 378 万 3,000 円の減額、6 目のスポーツ振興費 127 万 5,000 円の減額、3 目の学校給食費 236 万 5,000 円の減額は、事務事業の精算見込みに伴う予算整理でございます。

60 ページをお開きいただきたいと思っております。

2 款の公債費、1 項の公債費、1 目の元金 1 億 1,731 万 5,000 円の増額は、後年度の公債費の軽減を図るため、市中銀行から借り入れております地方債の一部繰上償還を行うものでございます。2 目の利子 1,850 万円の減額は、出納整理期間前の 5 月に借り入れました、平成 19 年度債の借り入れ利子の見込減でございます。

4 ページにお戻りいただきたいと思っております。繰越明許費の補正でございます。

地上波デジタル放送対策事業を 2,117 万 3,000 円、地方税電算システム改修委託費を 1,296 万 8,000 円、し尿処理施設整備事業費を 1,776 万 4,000 円、国庫補助事業・勝田根之谷線道路改良事業を 2,280 万円、地方特定道路整備事業・長田隠地線道路改良事業を 2,180 万円、公共下水道事業特別会計繰出金を 460 万円、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金を 670 万円、小中学校耐震診断及び補強工事設計業務委託費を 4,187 万円、合計 8 事業、1 億 4,967 万 5,000 円を限度とする繰越明許費の補正を行うものでございます。

5 ページであります、地方債補正でございます。

総務事業債を 740 万円減額して 1,240 万円に、衛生事業債を 3,660 万円減額して 2 億 6,560 万円に、農林水産事業債を 1,570 万円減額して 1 億 860 万円に、土木事業債を 2,360 万円減額して 1 億 9,380 万円に、消防事業債を 540 万円減額して 8,700 万円に、特別会計繰出債を 2,530 万円減額して 1 億 7,640 万円に、臨時財政対策債を 10 万円減額して 6 億 3,150 万円に、一般会計出資債を 190 万円減額し 5,460 万円に、災害復旧事業債を 60 万円減額して 1,220 万円とし、補正後の借入限度額を 15 億 4,210 万円とするものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員 歳入の入湯税について伺います。

本来なら、ともにリニューアルされて、マイナスがプラスになるのが本来の姿だと思うわけでございます。そして、このたびの基金の積み立てのかかわりと、そのあたりの説明をお願いしたいことと、入湯税については、どのような御指導をされてこのような結果になったのか伺います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

入湯税の290万の現年課税の減額につきましては、御承知のようにたかみや湯の森と神楽門前湯治村がございまして、減額の主なものにつきましては、たかみや湯の森がリニューアルをいたしました。その間の2ヵ月、1ヵ月半ぐらいになりますか、その間は休業をいたしましたので、それに伴う入湯者の減を計上いたしました。

それと神楽門前湯治村が、大体当初4,500人程度の入湯者を見込んでおりましたが、見込みとしては4,300人程度になると見込んでこのたびの290万円の減額をお願いしたところでございます。

○藤井議長 引き続き答弁を求めます。

総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長

税につきましては、今、廣政部長が説明したとおりであります。

今回はたかみや湯の森の状況につきましては、いわゆる休業期間中の影響が非常に大きいというふうに考えております。それ以降の状況につきましては、いずれも前年を上回るお客さんに来ていただいておりますので、そういった効果が十分出ているという判断をしております。

それから、神楽門前湯治村でございますけども、いわゆるリーマンショック以降の非常に厳しい景気の低迷の中で、入湯と宿泊を伴うこういった施設につきましては、全国的にお客様が減少していくということの中で、残念ながら一昨年施設の改修をし、一定の効果を持っておりましたが、その効果もむなしくこういった景気の中で入湯者が減少したということの影響でございます。

こうした中で、神楽門前湯治村につきましては、入湯税が740万円程度でございます。それに相当する金額740万円に、いわゆる基金利子でございます1万5,000円を加算しまして、741万5,000円を増額させていただくという補正でございます。

たかみや湯の森の管理基金につきましては、入湯税部分が1,520万円相当ございましたので、1,520万円に基金の利子24万4,000円を加算しまして、1,544万4,000円を基金として積みさせていただくというものでございます。

以上であります。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員

本来はこの委託金並びに補助金を出した運営自体でございますし、マイナスが出たら、親方日の丸という安易な発想としか受け取れない。このような、本来なら月別の中で、当然景気の低迷といわれますけども、やはりそれなりのリニューアルをしたことよっての相乗効果もあるわけでございます。やはり、セールスポイントがどのようになって、どのような形で生かされるかというのが非常に大きな課題があるかと思うわけでございます。

それで、本来なら産業のほうが、ここを管理するのが観光課の面にしても、本来の姿だろうと。それをあえて市民部が答えないといけないというような、内容にしても逸脱するところもあろうかと思うわけでございます。

それで、290万といえますと、入湯税とすれば相当の人数の開きなんです。今の説明では4,500人と4,300人で200人と。それではあとの1.5カ月のほうが290万の大半を占めるのかというふうに判断をするわけですが、その入湯税の率というものはどのような比率を報告を受けておられるのか伺います。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

入湯税のほうは、税として一般財源のほうに私のほうで税として歳入の予算を見積もらせていただくということでございまして、先ほど申しあげましたように、入湯者の1人150円の入湯税をかけてその税を予算をさせていただくというのが税務課のほうの仕事でございます。

先ほど申しあげましたが、ちょっと訂正させていただきますが、たかみやのリニューアル、大体1年間を12カ月としますと10.4カ月が営業の時間という形になりまして、200人程度の減ということになります。2つの施設を合わせますと、大体400人ぐらいの当初の見込みが減となったということでございまして、税に直しまして、290万円程度の減額が見込まれるということでございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員

400人で290万という数字は出ますか。それは再質問みたいになるんですが、答弁になっているのかどうか。150円で、400人で、290万には……、ちょっと答弁があっていないと思うんですが。

○藤井議長

答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

申しわけございません。1人150円としまして、大体200人という見込みで……

○藤井議長

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 1時42分 休憩

午後 1時43分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

再開いたします。

この際、2時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時44分 休憩

午後 2時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの入本議員の質疑に対し答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

大変申しわけございません。月の計算、年から申し上げますと、大体月が200人程度減額になっております。入場者の減でございまして、美土里の神楽門前を見ますと、大体月平均200人程度の減額になってございまして、入所者の減でございまして、大体2,400人程度の年間をして減の見込みです。

それと、たかみや湯の森につきましても、1ヵ月半ぐらいのリニューアル期間がございましたので、これが1万5,200人程度の入所者の減と、2,080人ぐらいの年間の減になって、トータルしますと1万7,280人程度が、たかみや湯の森では入所者の減になると見込んでおります。合わせまして、2万人弱の1万9,680人程度が入所者の減と見込まれましたので、このたび290万程度の減額の補正をお願いしているところでございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

4回目の質疑でございますが、先ほどの質疑に対しては答弁不足ということで議長によって許可をいたします。

16番 入本和男君。

○入本議員

市税の場合は、今のように市民部が担当されているわけですが、この件につきましてはリニューアルもして、観光資源という中でこういう2万人という減になることは、観光地、またはリニューアルをした中で非常に大きな金額になってきますよね。150円で2万人ですから、これに地域の物産、またはその売り上げに関する問題といたら相当な金額になろうかと思うわけです。

そのあたりは、本来なら市民部と商工観光課が一体となってこの対策に取り組まなくては、地域で、旧町で取り組まれた目標が達せない。また、将来にわたっての観光のトータルという中でも逸脱しているのではなかろうかと思うんですが、このあたりの今後の方向性、またはどのような指導をされたか、そのあたりが議会とすれば委託金、並びに補助金を出している以上は、どうしても指導、チェックするべ

きだと思っておりますが、その点についてのお考えがあればお伺いしたいと思っております。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

地域経済推進部長 清水盤君。

○清水地域経済推進部長

商工観光を所管しておりますので、市内の観光施設の位置づけとしての湯治村、あるいは湯の森ということでの振興策でございます。

これにつきましては、現在、市の観光振興ビジョンの作成ということで市内の観光施設、史跡等を含めまして、全般の観光振興策を現在協議をして進めているところでございます。その中でも21年度におきましては、振興策を具体化をしていきたいというふうにも考えております。

それから、具体的に、特に湯治村についての活用方法につきましては、これから21年度の予算を審議をいただくわけでございますが、21年度の計画といたしまして、市内の22団体の神楽団によります夜神楽の上演を6月から9月初旬までの間を神楽ドームを使いまして、現在22団体との協議を進めさせていただいて具体化に向かっておるというところでございます。

ぜひ、この計画を具体的に取り組みまして、入り込み客の増というところへつなげていき、さらには市内の環境施設への波及効果も図っていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員

45ページの道路維持の件でお聞きをいたします。

市道の除雪業務委託料ということで、4,500万があるわけでございます。これは、これまで除雪作業が終わったものへの対応なのか、今後の積雪に備えて予算化されたものか、その内訳があればお聞きをしたいのと、その下の県の委託道路の維持の委託料でございますが、この業務内容についてはどういったようなことを意図されているのか、お聞きをいたします。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

市道の道路維持の関係でございますが、4,500万円お願いをさせていただいております。除雪費用でございますが、自然を相手ということで、実は1月末で全体としまして約3,000万の除雪作業をさせていただいております。不足額等、それと当初予算、補正で1千万円くらい予定をしていましたが、その分の不足額とあわせて今回計上させていただきました。

ただ、2,000万円くらいにつきましては、2月、3月はまだ積雪の状

況であるということで、その程度の余裕を持った予算ということで今回補正をお願いさせていただいております。

県道につきましても 2,000 万、これも除雪でございます。県のほうの委託で、約今 600 万程度委託路線のほうを使っておりますが、残りにつきまして、まだこれらも同様に自然が相手でございますので、いざというときのためということで、予算をさせていただいております。330 万の原材料費でございますが、これは「雪溶かし」、いわゆる塩化カルシウムの購入費ということで、合わせまして 330 万ほど予定をさせていただいております。

以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

17 番 今村義照君。

○今村議員

今まで済んだものが今回の補正でされているわけですが、業者の立場で考えれば、この支払いについては、早期に支払られるべきであろうというのが、ごく一般的だというふうに思いますが、そこら辺についての早急なる支払いを済ませてやることについて、いかがお考えか、そういうことを要望して質疑を終わります。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

ただいまの御質問でございますが、御指摘のとおり、我々としても稼動していただいた時間等で積算をさせていただきます。

予算成立をいたしましたら、補正予算等を議決いただきましたら早急に対応したいと考えております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(議長討論)

討論がございますので、まず本件に対する反対討論の許可をいたします。

(反対討論なし)

次に、賛成討論の発言を求めます。

16 番 入本和男君。

○入本議員

今回の補正予算の中には、いろいろと精査されたい面も出ており

ます。しかしながら、先ほど質問させていただきました景気低迷による入場者の減という問題でございますけども、現在、全国的に不景気の風が吹いているわけでございますけども、ホテルの営業にいたしましても、本来なら1万5、6千円のところをウイークデイに限って半額で8,000円とかいう形で、パックで企業努力をしているところもあります。

安芸高田市においても、ブランドをつくると言われております。神楽パック、ゴルフパック、または地域の高齢者を対象にした、このたび高宮のほうで将来グラウンドゴルフができますような高齢者向きのパックとかいうような形で、やはり対策を打つことは今からの安芸高田市の歳入、また地場産業の活性化になろうかと思うわけでございます。そのあたりの指導に欠けている。また、委託されている経営者のほうも、そのあたりを検討されて、今度のような見込み額を割るようなことのないよう、御指導または対応をしていただきたいことを要望して賛成討論といたします。

○藤井議長

ほかに討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第36号「平成20年度安芸高田市一般会計補正予算(第7号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第37号 平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

○藤井議長

日程第30、議案第37号「平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第37号「平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億2,139万8,000円を減額し、予算の総額を36億3,984万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、県支出金1,051万円、財産収入62万2,000円、諸収入272万5,000円をそれぞれ追加し、国庫支出金4,203万円、療養給付費等交付金191万4,000円、繰入金9,131万1,000円をそれぞ

れ減額するものでございます。

歳出につきましては、基金積立金 62 万 2,000 円を追加し、保険給付費 1 億 2,100 万円、保健事業費 102 万円をそれぞれ減額するものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる御議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

議案第 37 号「平成 20 年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」につきまして、要点の御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出をそれぞれ 1 億 2,139 万 8,000 円の減額を行うものでございまして、本年 4 月 1 日より施行されました後期高齢者医療制度導入に伴い、本年は初年度ということで、予算編成・執行には、大変苦慮したところであります。

今回の補正の主な要因につきましては、年度中途におきまして 65 歳以上の退職者被保険者の一般被保険者への移行など、医療費の整理をしてきたところでございますが、このたびにつきましては、年度中途の後期高齢者の移行に伴う医療費、つまり誕生日の異動につく 360 名見込んでおりますが、その整理を行いまして、歳入、歳出の決算見込みを補正をお願いするものでございます。

歳入でございまして、8 ページから御説明を申し上げます。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目療養給付費等負担金、1 節現年度分 4,114 万円の減額、2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、1 節普通調整交付金 1,089 万円の減額は、歳出の医療給付費分の減額によるものでございます。2 節特別調整交付金 1,000 万円の増額につきましては、国民健康保険事業の経営姿勢良好に対しての交付金でございます。これはマスコミ等でも紹介されましたが、県内の 23 市町のうち、11 市にこの交付金をいただいて、本市もその良好に対しての交付金としていただいたところでございます。

4 款県支出金、2 項県補助金、1 目財政調整交付金、1 節財政調整交付金 1,051 万円の増額につきましては、歳出の医療給付費分等の減額によりまして 949 万の減額、及び前年の収納率が 95%を超えたことによります、交付金 2,000 万円の増額によるものでございます。

5 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金、1 節現年度分 191 万 4,000 円減額につきましては、諸収入の退職被保険者等延滞金及び第三者納付金との調整に伴う減額でございます。

9 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、1 節利子及び配当金 62 万 2,000 円の増額につきましては、基金利子増額に伴うものでございます。

10 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 7,483 万 4,000 円の減額につきましては、後期高齢者医療制度導入に伴います、保険基盤安定繰入金の申請に必要な 4 月 1 日現在の被保険者に対します国の方針が確定されましたので、今回減額を行うものでございます。

2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 1,647 万 7,000 円の減額につきましては、歳出の医療給付費分の減額に伴うものでございます。

12 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料 89 万 1,000 円の増額につきましては、保険税滞納徴収に伴う延滞金の増額でございます。

4 項雑入は、183 万 4,000 円の増額につきましては、交通事故に伴う第三者納付金でございます。

続いて歳出でございますが、10 ページから御説明を申し上げます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費 1 億 2,100 万円の減額につきましては、決算見込みによる減額でございます。2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費は、財源組替でございます。

8 款保健事業費、2 項保健事業費 102 万円の減額につきましては、決算見込みによる減額でございます。

9 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金 62 万 2,000 円につきましては、歳入における財産収入を財政調整基金に積立てるものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16 番 入本和男君。

○入本議員

歳出のほうの 10 ページでございますが、保健事業でございます。

プール教室の委託の精算の 90 万円というのですが、教室がなかったんだらうと思いますが、プール教室は健康、非常に高齢者に効果が出ていると私も伺っているわけでございます。その中でプール設備のほうで、吉田のほうにおいては深いということで衛生的な面で底上げが難しいという答弁が 2 年ぐらい前にあったかと思うんですが、その点については改善をされているのか。そういう苦情が担当課のほうに来ていないのか、そのあたりを聞かせていただければと思います。

○藤井議長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

プールの改修につきましては、私のほうで今のところ確認をしておりますけれども、御質問につきましては後ほど確認をしてみたいと思います。

御説のとおりプールの健康づくりにつきましては、大変重要な健康づくりと位置づけておりますので、後ほど御答弁を申し上げたいと思います。

○藤井議長

引き続き答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

入本議員がおっしゃいましたように、あそこのプールが深いがために歩きにくい、練習をしにくいということがあったわけではありますが、そのことについてプールの管理をしているところにそういう要望があるので浅くする、下駄を履かせるというような方法があるわけですが、それを入れて底を浅くするということができないかということ、もう一つはプールの水の量を下げて少しでも利用することはできないかということについて検討をするようにお話をいたしましたけども、衛生上の問題があって、底へ持って行って栈敷のようなものを敷きますとかえって衛生上悪くなるから難しいということでもございました。また、水の量を少なくするということになりまして、あれがあふれた水が外の側溝のほうへ流れていってプールの水がきれいになるわけですので、そういう点でもあそこの水の量を少なくするというのも難しいということで、現在のところは浅くはしていないと私はそのように把握しているところであります。理由はそういうことでもございます。

以上です。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員

前回より全く変わっていないという判断でございますが、やはり福祉の面からまた見ても、健康から見ても、何らかの改善策はあろうかと思うわけです。

やはり市民の皆さんが使えるような施設で、一部の競技場ではないと思うわけでもございます。そういう点では、対応を今後考えられる余地があるかないか。全くせずに、今日の答弁どおり現状でいくという発想なのか、そのあたりが市民の答えがほしいところがありましたので、再度確認をさせていただきます。

○藤井議長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

この健康づくりのプールの使用につきましては、いろいろ年代層のこともございます。運動の内容にもございますし、そこらは今後プールの活用として、健康づくりを行っていくということを重点に置いていかなければならないということでもございますので、そういった一つの教室の内容等と、施設の改善とがマッチするかどうか、そこらも検討をさせていただければと思います。当然施設管理者とも協議をしてまいりたいと考えます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

引き続き質疑に入ります。

18番 亀岡等君。

○亀岡議員

歳入の国庫支出金、2項の国庫補助金の中で説明がございました特別調整交付金。この一応良好な経営ということの評価によって交付されたというふうに受け止めましたが、内容的にはどういった面がこの

特別調整交付金の対象になったのかお伺いしたいと思います。

○藤井議長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

特別調整交付金の1,000万についてのお尋ねでございますが、先ほど要点説明で申し上げましたとおり、国保運営事業のそれぞれの歳入・歳出、また健康づくりの推進等、また検診等の推進等、国保の運営としての経営のあり方、またその一つの職員といいますか、保険者の一つの考え方の、そこらの全体的な運営のあり方で、先ほども申し上げましたように23市町の県内の中でそういった11市町が選ばれて、その1市の中で本市が推選をしていただいたということでございましたので、1,000万円をいただいたところでございます。

先ほどちょっと申し上げましたけども、2,000万のこの交付金につきましても、徴収率が95%を上回りますと、それに対する交付金という形で2,000万いただきます。本市が96.57%の徴収率を出しましたので、それに対する交付金としての歳入をこのたびお願いをしたということです。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第37号「平成20年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第38号 平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算

○藤井議長

日程第31、議案第38号「平成20年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第 38 号「平成 20 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 4,160 万円を減額し、予算の総額を 3 億 9,066 万 3,000 円とするものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料 3,002 万 6,000 円、繰入金 1,157 万 4,000 円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金 4,160 万円を減額するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

議案第 38 号「平成 20 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」につきまして、要点の御説明を申し上げます。

本案につきましては、要点の説明の中で歳入歳出それぞれ 4,160 万円の減額を行うものでございます。

歳入でございますが、8・9 ページの御説明を申し上げます。

1 款、1 項後期高齢者医療保険料 3,002 万 6,000 円の減額につきましては、仮算定時の保険料算出基礎所得より本算定時の保険料算出基礎所得が減少したためと、保険料の特別軽減措置が実行されたためでございます。保険料の本算定と特別軽減措置につきましては、一緒に処理をいたしましたので、それぞれ減額をいたします。1 目特別徴収保険料、1 節現年度分 8,680 万 5,000 円の減額は、本算定によります保険料の減額と、昨年 8 月及び 12 月に国からの通達によりまして、申し出により納付方法の変更ができることになり、特別徴収から普通徴収への移行があったこと。また、保険料の特別軽減措置によりまして、特別徴収対象から普通徴収への移行によります減額が主なものでございます。2 目普通徴収保険料、1 節現年度分 5,677 万 9,000 円の増額は、納付方法及び特別軽減によります保険料額の変更に伴い、特別徴収からの移行によるものが主なものでございます。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、2 目保険基盤安定繰入金、1 節保険基盤安定繰入金 1,157 万 4,000 円の減額につきましては、当初 4,146 名の 1 億 2,005 万 8,000 円の見込みを本算定によりまして、3,768 名の 1 億 848 万 4,000 円の減となったものでございます。一般会計からの保険基盤安定繰入金を減額するものでございます。

次に、10・11 ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付

金、19節負担金補助及び交付金4,160万円の減額は、本算定によります保険料の減額、並びに今回の保険料の特別軽減措置によります保険料が減額となったため、その分広島県後期高齢者医療広域連合へ支払います保険料相当額の負担金も同時に減額となったものが主なものでございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番 金行哲昭君。

○金行議員

この後期高齢者保険は、今部長が説明をされたように見直しがあつて、今ありましたように特別徴収から普通徴収ということになって減額になっていますが、これは直接には数字にはないんですが、それに伴いましての後期高齢者保険が今こういうことで補正になっているんですが、これは順調に進んでいるのか、どうなんですかね。

今のところの把握されているところ、それを1点お聞きします。

○藤井議長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

本特別会計の運用でございますが、お尋ねのとおり本年度4月1日より制度が始まったわけでございます。年度当初早々に特別徴収関係者にもちょっと手違いがございまして、御迷惑をかけたところもございます。その後、国のほうもいろいろ制度を変えてこられまして、私のほうも1回説明をしますとすぐ制度が変わってきますので、対象者75歳以上の方にいかにこの制度を御理解いただくかということが、相当時間を要してまいりました。

現在でもなかなか理解もいただけないところもございしますが、介護等、また税等の説明会、そこらのそれぞれの地域の会合等に時間をいただければ、説明にも歩いて回っているようなところでございます。

啓発につきましても、広域連合のほうもある程度啓発パンフレット等もつくってきて送ってくれますが、本市なら本市にもそれなりの回覧等でも御説明をする、啓発するものをつくってまいっておるつもりでございます。一つの字の大きさからしてもなかなか考慮していかねなければならない、小さすぎて長く書いても説明を承知していただけない、なかなか読んでいただけないということもございします。

今の時点では、大体当初から見ますと落ち着いてきたのではないかと考えております。今後とも後期高齢者のほうも国のほうも、ある程度緩和措置等もいろいろ考えていると思っておりますけども、それに応じて広域連合とも連携をとりまして順調に進みますよう努力をしてまいりたいと思ひます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りします。

本件は委員会への付託を省略したいと思えます。
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りいたします。

これより議案第 38 号「平成 20 年度安芸高田市後期高齢者医療特別
会計補正予算 (第 1 号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 32 議案第 39 号 平成 20 年度安芸高田市介護保険特別会  
計補正予算 (第 3 号)

○藤井議長

日程第 32、議案第 39 号「平成 20 年度安芸高田市介護保険特別会計  
補正予算 (第 3 号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第 39 号「平成 20 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算 (第  
3 号)」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 508 万  
2,000 円を追加し、予算の総額を 36 億 1,803 万 2,000 円とするもので  
あります。

歳入につきましては、国庫支出金 2,013 万 2,000 円、財産収入 2,000  
円をそれぞれ追加し、支払基金交付金 401 万 8,000 円、県支出金 128  
万 7,000 円、繰入金 974 万 7,000 円をそれぞれ減額するものでありま  
す。

歳出につきましては、基金積立金 2,420 万 4,000 円を追加し、総務  
費 146 万円、地域支援事業費 1,766 万 2,000 円をそれぞれ減額するも  
のであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる御議決をいただきますようお願い  
を申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

○廣政市民生活部長

市民生活部長 廣政克行君。

それでは、議案第 39 号「平成 20 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」につきまして、要点の御説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、平成 21 年 4 月に行われます介護報酬の改定に伴いまして、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を基金に積み立て、あわせて今年度の執行見込みを精査いたしまして、予算の調整をさせていただくものでございます。

まず、歳入の補正でございますが、8、9 ページをお願いいたします。

3 款国庫支出金の 2,013 万 2,000 円の増額につきましては、1 目調整交付金におきまして、確定見込みにより 215 万円の減額。2 目地域支援事業交付金におきましては、歳出の介護予防事業の減額に伴いまして 324 万円の減額をお願いしております。3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）におきましては、事業費の確定見込みによりまして 66 万 6,000 円の増額。4 目国庫補助金においては、平成 21 年 4 月の介護報酬改定に対応するための給付システム改修費に対します国庫補助金 65 万 4,000 円と、同じく介護報酬改定に伴います保険料の激変緩和のための介護従事者処遇改善臨時特例交付金 2,420 万 2,000 円の追加によりまして、合計 2,485 万 6,000 円の増額でございます。

4 款支払基金交付金、5 款県支出金におきましても、先ほどの国庫支出金と同様に各事業の精算見込みによる増減でございます。

6 款財産収入におきましては、介護給付費準備基金の利子追加でございます。

8 款繰入金、2 項一般会計繰入金は、それぞれ歳出の精算見込みによる市負担分の増減でございます。

続きまして、歳出、10、11 ページをお願いいたします。

1 款の総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費の 7 万円の減額につきましては、地域密着型サービス運営委員会の開催回数の減によります減額でございます。2 回のところを 1 回で終わっております。

3 項の介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費 39 万円の減額につきましては、介護認定審査会委員会の精算による減額でございます。2 目の認定調査費等 100 万円の減額につきましては、執行見込みによる減額でございます。1 節の報酬 40 万円の減額につきましては、非常勤特別職であります訪問調査員の雇用期間による報酬減額等でございます。13 節の委託料 60 万円の減額につきましては、主治医意見書作成委託料の件数が減ったための主なる減額でございます。当初 3,600 程度を見ておりましたが、3,400 程度に終わるのではないかと考えております。

2 款の保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費におきましては 480 万円の増額で、要因としては、ホームヘルプサービス、デイサービス、デイケアの伸びによるものでございます。

中度・重度の在宅高齢者が増加していることと、1人当たりのサービス利用量が伸びていることなどが原因と分析しているところでございます。3目の地域密着型介護サービス給付費、5目の施設介護サービス給付費、7目の居宅介護福祉用具購入費、8目の居宅介護住宅改修費、9目の居宅介護サービス計画費につきましては、調整交付金の減額に伴います財源の組み替えでございます。

2項の介護予防サービス等諸費のうち、1目の介護予防サービス給付費、3目の地域密着型介護予防サービス給付費、12ページにまいりまして5目の介護予防福祉用具購入費、6目の介護予防住宅改修費につきましても、同様に調整交付金の減額に伴います財源の組み替えをお願いしているところでございます。7目の介護予防サービス計画給付費につきましては480万円の減額で、要支援認定者のうち、サービス利用される方が見込みを下回ったための減額でございます。当初550名程度見ておりましたが、467名程度で精算を見込んでおります。

3項のその他諸費、4項の高額介護サービス等費、5項の特定入居者介護サービス等費におきましても、調整交付金の減額に伴います財源の組み替えでございます。

4款の地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費におきましては、896万3,000円の減額でございます。13節の委託料につきましては、生活機能評価の健診委託料におきまして、要支援認定者が生活機能評価の項目から対象外となったために減額をお願いするものでございます。2目の介護予防一般高齢者施策事業費につきましても、事業の精算見込みによります81万8,000円の減額でございます。13節の委託料、いきがいデイサービス、月450名程度を月425名程度に見込んで精算をお願いしております。

2項の包括的支援事業・任意事業費、1目一般管理費と2目の介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、任意事業費との補助対象経費振り替えによります財源の組み替えでございます。

続きまして、次の14、15ページの3目の総合相談事業につきましては、事業を民間委託予定をしておりましたが、職員のほうで対応をして76万4,000円の減額をお願いしております。4目の権利擁護事業費も、財源の組み替えでございます。5目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費29万3,000円の減額につきましても、事業の精算見込みによる減額で、1節報酬につきましては、地域包括支援センター運営協議会開催回数の減による委員報酬の減額でございます。6目の任意事業費682万4,000円の減額につきましても事業の精算見込みによります減額で、主なものは、1節報酬では非常勤職員を雇用しましてケアプラン点検を行う予定を職員のほうで対応いたしましたので、精算として減額をお願いするものでございます。13節の委託料につきましても、各種在宅サービスの執行見込みによります増減でござ

ざいまして、内訳を申し上げますと外出支援の月利用者が 86 名から 46 名、寝具乾燥が月利用者 24 名から 17 名、配食サービスが月 120 名見込んでおりましたが 127 名、訪問理美容ですが月 25 名程度を見ておりましたが、月 22 名程度の見込み、リフレッシュ関係でいきますと 240 名が 120 名、家族介護教室が 18 回から 8 回程度に終わってきたということでございます。18 節の備品購入費におきましては、あんしん電話の執行見込みによります減額で、50 台が 35 台程度の精算見込みになりました。20 節の扶助費につきましては、各種扶助費の執行見込みによります介護手当、日常生活用具、介護用品、徘徊家族支援等の執行見込みによるものでございます。

5 款の基金積立金、1 項基金積立金、1 日介護給付費準備基金積立金 2,000 円の増額につきましては、運用利息の基金積み立てでございます。

続きまして、16、17 ページでございますが、2 目の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金は、平成 21 年 4 月の介護報酬の 3%改定に伴います保険料激変緩和対策交付金としまして基金に積み立てます。21 年度以降に繰り入れまして、介護保険料の上昇を抑制するものでございます。

以上で要点の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○藤井議長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

18 番 亀岡等君。

○亀岡議員

歳出に関係いたしまして総合相談事業費、あるいは任意事業費等において、説明の中で職員対応によつての減額ということでございます。そういった形で減額が出るということは、非常に好ましい対応の仕方ではなかったかというふうに受けているところではありますが、これについての所見があればお伺いしたいと思います。

○藤井議長

ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

当初、この相談業務にしましても、マネジメント事業につきましても、ある程度一般事務者としてはなかなか対応ができにくい、ある程度資格者で介護保健師等、それぞれ資格者が望ましいという形だろうと思います。

昨年からは包括支援センター、今高齢者支援センターと名前がなっておりますけども、ある程度職員のほうもこの非常勤のほうも充実をさせていただいております。そういった点ではある程度職員のほうも直にお願いをしてきております。

実質的にチェック機能もある程度必要になってきますが、こういったひとつの資格者をなかなか応募もないというのも事実でございます。当面この職員のほうで対応をさせていただいたということで、事

務の精算の見込みとして、このたび補正をお願いしたということになります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

18番 亀岡等君。

○亀岡議員 申し上げるまでもないことでありますが、それぞれ仕事の分野には専門的知識も技術も要するというところもあるわけですが、そこを情勢下において適当に職員によって対応されたということは、申し上げましたように、今職員の皆さんに対する期待が高まっている状況下にあつて大変好ましいことではないかと、重ねて申し上げたいと思います。

いずれにいたしましても、そういった市役所の対応によって、このような職員の対応によって、こうしたことができていくということについては、今後ともそういった面も一層の御努力をいただきたいとこのように考えます。

特別、質疑ということではございませんが、ついでに申し上げておきたいと思います。

○藤井議長 ほかに質疑はありませんか

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 15ページの任意事業費の中の委託料の関係になりますが、減額があるということになっておりますが、例えば委託料の一般業務に関する委託料、外出支援サービス委託料、ほかに家族介護リフレッシュ事業委託料と、こういうのが減額になっております。

そこらについてのPRといいますか、またこれがせつかくいい制度があつても、これが利用しにくい、活用しにくいというようなことがあるのかどうか、そこらについて減額の理由を教えてくださいたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長 15ページの任意事業のそれぞれ委託料の減額についてお尋ねのこととでございます。

先ほども申しましたように、各種の在宅のサービスを見込みまして、当初は大体20年度でございますから、平成19年度の利用者の実績を見込んで、それぞれ社会情勢を考慮いたしまして、この当初人数を積み上げといいますか、そういう形でやります。予算をお願いするところとでございます。

お尋ねのように、それぞれ外出支援につきましても、この寝具乾燥機、配食、また利用関係等につきましても、それぞれ社協等に委託して事業主のほうにも委託をして推進をしております。

現実にはケアマネージャー等をそれぞれ通じて、事業のほうにも月に2回程度は連絡協議会等へ申し上げるわけですが、そういった点で啓発等もお願いをしてまいるところでございます。

そこらをより充実しまして、そこらのプランづくりのほうにも、また職員のほうにも、一つの形も啓発を充実するように申し上げてまいりますし、今後ともそのサービスの内容等もいろいろ考えていかなければならんと、このように思います。

お尋ねでございますが、今後とも啓発の方法が、もし、よりこの充実した啓発の方法があれば、また御教示いただきたいところでございますが、当面この事業所、またマネージメント等の会議ででもこの啓発をより充実してまいりたいと、このように考えています。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第39号「平成20年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第3号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、15時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時00分 休憩

午後 3時15分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第40号 平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第2号)

○藤井議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第33、議案第40号「平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第40号「平成20年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予

算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 80 万 5,000 円を減額し、予算の総額を 4,241 万 1,000 円とするものであります。

歳入につきましては、繰入金 399 万 5,000 円を追加し、サービス収入 480 万円を減額するものであります。

歳出につきましては、サービス事業費 80 万 5,000 円を減額するものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

市民生活部長 廣政克行君。

○廣政市民生活部長

議案第 40 号「平成 20 年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算（第 2 号）」につきまして、要点の御説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、今年度の執行見込みを精査いたしまして、予算の調整をさせていただくものが主なものでございます。

歳入を御説明申し上げます。8、9 ページをお願いいたします。

1 款のサービス収入、1 項介護予防給付費収入、1 目介護予防サービス計画費収入 480 万円の減額につきましては、要支援認定者のうち、サービスを利用するための介護予防サービス計画を作成する認定者が当初より減少したことによりましての減額でございます。当初予算で大体月に 550 名程度見ておりましたが、467 名程度に精査をしております。

2 款の繰入金、1 項一般会計繰入金でございますが 399 万 5,000 円の増額で、人件費を特別会計において計上しているために歳入不足額を一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。

続いて歳出でございますが、10、11 ページをお願いいたします。

2 款のサービス事業費、1 項介護予防支援事業費、1 目介護予防支援事業費 80 万 5,000 円の減額で、それぞれ事業の執行見込みによる減額でございます。1 節報酬につきましては、3 名の介護予防支援専門員分の精算でございます。11 節の需用費、12 節の役務費、14 節の使用料及び賃借料、19 節の負担金補助及び交付金につきましても、事業の執行見込みによります減額でございます。

以上で要点の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○藤井議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第 40 号「平成 20 年度安芸高田市介護サービス特別会計補正予算(第 2 号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 34 議案第 41 号 平成 20 年度安芸高田市公共下水道事業
特別会計補正予算(第 2 号)

○藤井議長

日程第 34、議案第 41 号「平成 20 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第 41 号「平成 20 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 232 万 9,000 円を追加し、予算の総額を 3 億 7,804 万 2,000 円とするものであります。

歳入につきましては、使用料及び手数料 11 万 6,000 円、繰入金 261 万 4,000 円をそれぞれ追加し、諸収入 1,000 円、市債 40 万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、総務費 76 万 1,000 円、施設費 156 万 8,000 円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、繰越明許費の変更であります。地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、1,500 万円を繰越明許費とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、1 億 170 万円と定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる御議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

○金岡産業建設部長

産業建設部長 金岡英雄君。

それでは、議案第 41 号「平成 20 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」について、要点の説明を行います。

なお、それぞれの補正の主なものにつきましては、事業の精算見込み等に伴うものでございます。

それでは、歳入から御説明をさせていただきますので、10 ページ、11 ページをお願いいたします。

2 款使用料及び手数料の下水道使用料でございますが 11 万 6,000 円を、4 款繰入金、1 項他会計繰入金の一般会計繰入金では 261 万 4,000 円をそれぞれ追加、6 款諸収入の雑入では 1,000 円を減額させていただいております。

7 款市債では、公共下水道事業債 40 万円を減額させていただいております。

次に歳出でございますが、12 ページ、13 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費の一般管理費では、負担金補助及び交付金で改造資金利子補給補助金 2 万円を減額、平成 20 年度消費税前払い金として 78 万 1,000 円を追加させていただいております。

2 款施設費、1 項施設管理では、需用費で印刷製本費や光熱水費など 25 万 9,000 円の追加、2 項施設管理費では、役務費で汚泥運搬手数料など 47 万 9,000 円を追加、委託料では浄化センターの維持管理業務等委託料 28 万 5,000 円を減額、工事請負費では維持管理工事の精算見込みに伴い、28 万 5,000 円を減額させていただいております。

2 項施設建設費では、事業の精算見込みに伴い、調査設計・積算業務等の委託料 850 万円を減額、工事請負費では管路工事等 1,400 万円の追加、補償補填及び賠償金では下水道工事に伴う水道管移設補償費、410 万円を減額させていただいております。

4 ページにお戻りをいただきたいと思います。

第 2 表繰越明許費の補正ですが、下水道事業の精算見込みに伴い、下水道管路布設工事の一部繰越について額が確定したことから、補正前の額から 700 万円を減額し、補正後の額を 1,500 万円とさせていただきたいとするものでございます。場所といたしましては、吉田の歴史民俗資料館前付近でございます。

5 ページ、第 3 表地方債の補正ですが、補正前の額から 40 万円を減額し、補正後の額を 1 億 170 万円とさせていただきたいとするものでございます。

以上で説明をおわります。

○藤井議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第 41 号「平成 20 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 35 議案第 42 号 平成 20 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計

○藤井議長

日程第 35、議案第 42 号「平成 20 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第 42 号「平成 20 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)」について、提案理由を御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 894 万 9,000 円を減額し、予算の総額を 8 億 3,367 万 8,000 円とするものでございます。

歳入につきましては、繰入金 658 万 8,000 円を追加し、分担金及び負担金、396 万 1,000 円、使用料及び手数料 116 万 3,000 円、諸収入 61 万 3,000 円、市債 980 万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費 1 万 5,000 円、施設費 893 万 4,000 円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、繰越明許費の変更であります。地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、2,948 万 2,000 円を繰越明許費とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を 1 億 6,090 万円と定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

議案第42号「平成20年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)」について、要点の説明を行います。なお、これにつきましても事業の精算見込みに伴うものでございます。

それでは、歳入から御説明をさせていただきますので、10ページ、11ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金の加入者分担金では、当初見込みより18戸余り、加入者見込み者数が減じたため396万1,000円を減額、2款使用料及び手数料では、下水道使用料116万3,000円を減額しておりますが、主には水道、水路とのリンクがございまして、全体的に使用料が下がったというふうに分析をしております。

5款繰入金の1項他会計繰入金では、一般会計からの繰入金658万8,000円の追加、7款諸収入の1項雑入では、県道吉田豊栄線の改良及び市道長田隠地線の橋梁拡幅に伴う下水道管移設補償費の精算見込みに伴い61万3,000円を減額、8款市債では、公共下水道事業債を980万円減額させていただいております。

次に歳出ですが、12、13ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費では、負担金補助及び交付金及び公課費合わせて1万5,000円を減額。

2款施設費の1項施設管理では、需用費で各処理区における光熱水費や消耗品並びに甲田・向原処理区の施設の修繕料など388万6,000円追加。役務費では余剰汚泥運搬手数料等145万7,000円を追加。委託料では各処理区の保守点検業務委託料など153万6,000円の減額を、使用料及び賃借料では事務機器の借り上げ料など4万5,000円を減額。工事請負費では施設の修繕工事などで17万円を減額し、備品購入費では施設の管理用刈払機5万3,000円を追加させていただいております。

14ページをお願いいたします。

2項施設建設費では、各処理区の事業の精算に伴い、旅費3,000円の減額、委託料では923万7,000円減額しておりますが、調査設計委託料を八千代処理区で28万1,000円減額、甲田処理区では56万8,000円の追加、向原処理区では175万4,000円減額しております。

なお、甲田処理区におきましては、施設整備の下水道事業団への工事委託料を精算に伴い777万円減額させていただいております。

工事請負費におきましても、同様に八千代処理区で311万9,000円減額、甲田処理区では109万4,000円追加、向原処理区では84万円の追加など、合わせて118万5,000円を減額させていただいております。補償補填及び賠償金では、甲田処理区において下水道管布設に伴う移設補償費、215万4,000円減額させていただいております。

3款公債費の元金では、財源内訳の組み替えをさせていただいてお

ります。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表繰越明許費の補正ですが、事業の精算見込みに伴い、施設建設費において甲田処理区では補正前の額から 350 万円を減額し、補正後の額を 2,510 万円とさせていただくとともに、新たに向原処理区におきまして、県道改良工事が一部翌年度に繰り越しとなることから、438 万 2,000 円を追加させていただき、総額では補正前の額に 88 万 2,000 円を追加し、補正後の総額を 2,948 万 2,000 円とさせていただきたいとするものでございます。

また、5 ページの第 3 表地方債の補正ですが、特定環境保全公共下水道事業の補正前の額から 970 万円を、借換債では 10 万円をそれぞれ減額し、補正後の総額を 1 億 6,090 万円とさせていただきたいとするものです。

以上でございます。

○藤井議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16 番 入本和男君。

○入本議員

明許繰越の関係になろうと思いますが、明許繰越になった理由と、完成時期、それにかかわる分担金のかかわりについての御説明をお願いいたします。

○藤井議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

ただいまの御質問でございますが、甲田処理区につきましては、国道への下水道間布設工事等におきまして、管理者との協議を要したのが主な原因でございます。これに伴いまして、一部加入が遅れているという状況がありますが、どの程度というのは戸数まで把握をしておりますので、申しわけありません。

いずれにしましても、甲田処理区にしましては 20 年度で完成を、一部繰り越しをさせていただいておりますが、完成をさせていただくように考えております。

それから、向原処理区につきましては、これは市道の長田隠地線の改良に伴います横川橋の拡幅に伴いまして、この拡幅工事が遅れておりますので、それにあわせてこれも繰り越しをさせていただくということでございます。いずれにしましても、早急に工事の完了をしたいと思っております。

先ほどの分担金のところで、当初全体の数字でございますが、102 戸見込んでおりました。それが 84 戸で、18 戸ほど当初の見込みよりも下がっているということでございます。

主には、やはりここの繰り越しというよりは、八千代等、今整備を進めておりますが、そういうところでの加入促進をもう少し図らなけ

ればならないというのが大きな要点だろうというふうに思っております。

以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員

私が不勉強なのかもしれませんが、明許繰越の補正ですよね。

これは、20年度で済むというふうに言われましたですね。それでよろしいのでしょうか。

○藤井議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

ただいまの御質問でございます。20年度の予算で済みますということで、実際には21年度、繰り越し分だけは21年度にかかるということで説明が不十分でございました。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員

具体的には日付にすれば、いつごろになるのでしょうか。

○藤井議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

現在、ちょっと完成目標年月日の日にちを持っておりませんので、時間をいただければ、調べて御報告をさせていただきたいと思っております。

○藤井議長

ただいまの答弁はわかり次第、答弁をさせていただきたいと思っております。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時37分 休憩

午後 3時39分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩を閉じて再開いたします。

先ほどの入本委員の質疑に対して答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

どうも大変失礼しました。

甲田処理区の関係でございますが、現在市の水道工事が新設しており、国道事務所より同時施工は避けるようにと指導があったということで、全体の精査等を調整しまして、5月ごろ発注をさせていただくということで、今この金額にあった工事日数をとらせていただくということで諸準備をさせていただいているというところでございます。

○藤井議長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第 42 号「平成 20 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

日程第 36 議案第 43 号 平成 20 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)

○藤井議長

日程第 36、議案第 43 号「平成 20 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第 43 号「平成 20 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 506 万 8,000 円を追加し、予算の総額を 4 億 3,547 万 5,000 円とするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金 132 万円、財産収入 3 万 7,000 円、繰入金 636 万 9,000 円をそれぞれ追加し、使用料及び手数料 255 万 7,000 円、諸収入 1,000 円、市債 10 万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費 68 万 8,000 円、施設費 438 万円をそれぞれ追加するものでございます。

また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を、7,980 万円と定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる御議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

議案第 43 号「平成 20 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）」について、要点の説明をさせていただきます。

これにつきましても、それぞれの事業の精算見込みに伴うものでございます。

それでは、歳入から御説明をさせていただきますので、10 ページ、11 ページをお願いいたします。

1 款分担金及び負担金の加入者分担金では、6 件の追加、47 件が 53 件とうことで、132 万円の追加をお願いしております。

2 款使用料及び手数料の下水道使用料では、加入後 3 年以内の接続ですぐに使用開始とならないことや、水道使用水量等の関係もございまして、使用水量の減により 255 万 7,000 円の減額、3 款財産収入では、利子及び配当金として基金利子 3 万 7,000 円の追加、4 款繰入金の 1 項他会計繰入金では、一般会計からの繰入金 636 万 9,000 円の追加、6 款諸収入では、雑入 1,000 円の減額、7 款市債では下水道債の借換債を 10 万円減額させていただいております。

次に歳出でございしますが、12、13 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費では、積立金利子分 3 万 3,000 円追加。公課費では、平成 20 年度の消費税前払金として 65 万 5,000 円を追加させていただいております。

2 款施設費の 1 項施設管理費ですが、需用費では管理運営費及び各処理区における印刷製本費や光熱水費、修繕料など 110 万 5,000 円の追加、役務費では吉田処理区で余剰汚泥の 140 万円の減額、向原処理区では 84 万 4,000 円の追加など、合わせて 58 万 6,000 円の減額となっております。委託料では、施設の保守点検などで 7 万 3,000 円減額、使用料及び手数料では、マンホールポンプの用地使用料として 1 万円の減額、工事請負費では、吉田処理区の管路埋設箇所の舗装補修及び高宮処理区の施設の維持工事などの 394 万 4,000 円を追加をさせていただいております。

14 ページをお願いいたします。3 款公債費の元金では、財源内訳の組み替えをさせていただいております。

4 ページにお戻りをいただきたいと思っております。

第 2 表地方債の補正でございしますが、補正前の額から 10 万円を減額し、補正後の総額を 7,980 万円とさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

○藤井議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

17 番 今村義照君。

○今村議員

歳入のうち、使用料が減額をされておりますが、使用水量の関係だという御説明でございましたが、この中で特に地区的な特徴があるの

かどうか、そこら辺について御説明をお願いをしたいと思います。

○藤井議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

使用料とのリンクの関係は、個別にはちょっと積算をしておりますが、相対的に後ほど出ます簡易水道等でも水道料金が下がっております。そういう関係で、ちょうど経済情勢の関係もあって、節水をされている部分もあるのではないかというふうな考えを持っております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

16番 入本和男君。

○入本議員

13ページの土地の借上料が1万円減になっているんですが、これは永久的なものか、一時的なものか、この内容について説明をお願いします。

○藤井議長

ただいまの質疑に答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

すみません。これにつきましては、毎年民地をお借りしたところがありますので、そこらに対しまして、マンホールポンプ施設用費としてお支払いをさせていただいていただくというものでございます。

以上でございます。

○藤井議長

引き続き答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

すみません。甲田処理区におきましては、毎年これで使用料を出させていただいているというものでございます。

当初、1万4,000円を見込んでおりました。その借地件数が減ったことで4,000円、いわゆる1ヵ所になったということで1万円を減額させていただいております。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

16番 入本和男君。

○入本議員

わかりやすく説明する上においては、1万4,000円が今後は4,000円になるという、借り上げ地が減ったという形で、そのように理解してよろしいんですか。

今後は、もう4,000円しか要らないと、今までは1万4,000円が、どうも用地が1件要らなくなったというのがわからないので、よろしくをお願いします。

○藤井議長

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時50分 休憩

午後 3時51分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩を閉じて再開いたします。

先ほどの入本委員の質疑に対して答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長 すみません。当初1万4,000円を予算をさせていただいておりました、実質マンホールポンプの予定地が新規につくる人がなくなりましたので、最終的に1基分の4,000円を残しまして、1万円ほど減額をさせていただいたものでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

19番 塚本近君。

○塚本議員 先ほどの入本議員の質疑の関連で、必要なくなったということでございますけれども、来年度、21年度の予算にもやっぱり1万4,000円計上してあるわけですね。そこらとの関連性はどのようになるのか、再度答弁をお願いいたします。

○藤井議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長 ただいまの御質問でございますが、当初予算の成立には、ここの精算ができていなかったということで、最終的にはそういう調整をさせていただくことになると思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第43号「平成20年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第37 議案第44号 平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算

○藤井議長 日程第37、議案第44号「平成20年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第 44 号「平成 20 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,253 万 1,000 円を減額し、予算の総額を 2 億 2,693 万 5,000 円とするものでございます。

歳入につきましては、財産収入 1 万 2,000 円を追加し、分担金及び負担金 176 万 1,000 円、使用料及び手数料 1 万 3,000 円、国庫支出金 751 万 3,000 円、県支出金 46 万 1,000 円、繰入金 619 万 5,000 円、市債 660 万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出につきましては、総務費 9,000 円、施設費 2,252 万 2,000 円、をそれぞれ減額するものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を 2,040 万円と定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

議案第 44 号「平成 20 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）」について、要点の説明を行います。

これにつきましても、事業等の精算見込みに伴うものでございます。それでは、歳入から御説明をさせていただきますので、10 ページ、11 ページをお願いいたします。

1 款分担金及び負担金の加入者分担金では、加入者を当初 80 戸見込んでおりましたが、8 戸減少の 176 万円減額をお願いしております。

2 款使用料及び手数料の浄化槽使用料では 1 万 3,000 円の減額、3 款国庫補助金では浄化槽整備事業国庫補助金 751 万 3,000 円の減額、4 款県支出金では県補助金 46 万 1,000 円の減額、5 款財産収入では基金利子 1 万 2,000 円追加、6 款繰入金の一般会計繰入金では 619 万 5,000 円を減額、9 款市債では浄化槽整備事業債 660 万円を減額させていただいております。

次に、歳出でございますが、12、13 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費の一般管理費では、負担金補助及び交付金で改造資金利子補給 1 万 9,000 円の減額、積立金 1 万 1,000 円の追加、公課費では消費税分 1,000 円を減額しております。

2 款施設費の 1 項施設管理費では需用費 1 万 8,000 円の追加、2 項施設建設費では旅費 1 万 1,000 円の減額、需用費では各処理区の消耗品費や印刷製本費など事務費の清算に伴い 69 万 4,000 円を減額、使用料及び手数料では事務機器の借り上げ料 6 万円の減額、工事請負費では、

処理区全体における浄化槽の設置基数は当初 90 基に対し 7 基減の 83 基、先ほど加入金のところでは 8 基と申し上げましたが、1 基は集会所で加入費の免除ということで基数が 1 基違っております。そのことと、工事費の精算見込みなどによりまして、吉田処理区で 142 万 2,000 円、八千代処理区で 338 万 6,000 円、美土里処理区では 329 万 5,000 円、高宮処理区では 1,262 万 9,000 円、向原処理区で 104 万 3,000 円をそれぞれ減額し、合わせて 2,177 万 5,000 円を減額しております。

3 款公債費では、財源の組み替えでございます。

4 ページをお願いいたします。第 2 表地方債の補正でございますが、浄化槽整備事業において、補正前の額から 660 万円を減額し、補正後の総額を 2,040 万円とさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

○藤井議長 以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16 番 入本和男君。

○入本議員 合併浄化槽の目標値を上げられたわけですが、現在の目標値にいなかった理由といたしますか、そのあたりをどのように見ておられるのか見解を伺います。

○藤井議長 ただいまの質疑に答弁を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長 ただいまの御質問でございます。一つの要因としましては、やはり設置するには補助等が出て浄化槽の設置がありますが、やはりこれに伴います内部の改装費等も伴います。そこらの費用が、改装によってはかなり金額がかかるというようなこともあったりということで、少し見合わせようとされたのではないかというような分析をしております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第 44「平成 20 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計

補正予算（第2号）」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

この際、16時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時01分 休憩

午後 4時15分 再開

~~~~~○~~~~~

日程第38 議案第45号 平成20年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）

○藤井議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第38、議案第45号「平成20年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議案第45号「平成20年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由を御説明を申し上げます。

本案は、歳入歳出予算総額の変更はなく、歳入予算の変更を行うものでございます。

歳入につきましては、繰入金28万1,000円を追加し、分担金及び負担金28万円、雑入1,000円をそれぞれ減額をするものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

議案第45号「平成20年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第2号）」について、要点の説明をさせていただきますと思います。ただいま市長からございましたように、歳入項目の組み替えというのが主でございます。

6ページをお願いいたします。1款分担金及び負担金では、当初見込みより加入者が減じたため28万円を減額、3款加入金の繰入金的一般会計繰入金では28万1,000円の追加し、5款諸収入では雑入1,000円を減額させていただいております。

以上でございます。

○藤井議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第 45 号「平成 20 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第 2 号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 39 議案第 46 号 平成 20 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

○藤井議長 日程第 39、議案第 46 号「平成 20 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第 46 号「平成 20 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 5,929 万 4,000 円を減額し、予算の総額を 5 億 1,432 万 3,000 円とするものでございます。

歳入につきましては、財産収入 4,000 円を追加し、分担金及び負担金 435 万 5,000 円、使用料及び手数料 502 万 3,000 円、繰入金 4,113 万 5,000 円、諸収入 8 万 5,000 円、市債 870 万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費 228 万 3,000 円、施設費 5,701 万 1,000 円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、繰越明許費の追加であります。地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業費として、452 万 5,000 円を繰越明許費とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、その借り入れ限度額を 3,010 万円と定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる御議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長

議案第 46 号「平成 20 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」について、要点の説明をさせていただきます。これにつきましても、事業の精算見込み等に伴うものでございます。

それでは、歳入から御説明をさせていただきますので、10 ページ、11 ページをお願いいたします。

1 款分担金及び負担金の 1 目分担金ですが、加入者分担金 11 万 1,000 円を追加、2 目負担金では工事負担金として、向原地区の県道吉田豊栄線改良工事及び市道長田隠地線の橋梁拡幅工事に伴う工事負担金の精算見込みに伴いまして 446 万 6,000 円を減額、2 款使用料及び手数料の 1 目水道使用料では、自主水源への変更や景気後退に伴う影響もあるものと考えておりますが、業務用水道料金等の減少により 506 万 7,000 円の減額をお願いしております。2 目手数料では、検査・登録手数料等 4 万 4,000 円を追加させていただいております。

4 款財産収入の 1 目利子及び配当金では基金利子 4,000 円を追加、5 款繰入金の 1 項他会計繰入金では一般会計からの繰入金 4,113 万 5,000 円を、7 款諸収入の 1 項雑入では県道吉田邑南線の歩道整備に伴う水道管移設補償の追加、及び八千代・美土里における災害共済給付金等の精算に伴い 8 万 5,000 円を減額しております。

8 款市債では、高地長屋地区の事業完了に伴い、簡易水道事業債 870 万円をそれぞれ減額しております。

次に、歳出ですが、12、13 ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費では、需用費で印刷製本費 7 万 8,000 円の追加、委託料では料金のシステム改修業務の精算に伴い 239 万 9,000 円を減額、吉田・高宮給水区の水道の検針料 3 万 4,000 円を追加し、合わせまして 236 万 5,000 円の減額となっております。また、25 節積立金では 4,000 円を追加させていただいております。

2 款施設費の 1 項施設管理費では、1,459 万 7,000 円を減額させていただいておりますが、その主なものとしまして、需用費では管理運営費で消耗品、各給水区での光熱水費や修繕料など 161 万 1,000 円を追加、委託料では各施設の水质検査委託料や施設の保守点検業務など 290 万 6,000 円を減額、工事請負費では八千代・向原の各給水区の緩速ろ過池対応の濁度計等の整備を予定しておりましたが、他の給水区の状況を再度確認し、その対応を 21 年度でさらに検討するということとし

たため、八千代処理区では400万円の減額、向原給水区では930万2,000円の減額、合わせて1,330万2,000円の減額をさせていただいております。

14ページをお願いいたします。

2項施設建設費では4,241万4,000円減額しておりますが、それぞれ事業の精算見込みに伴い、旅費1万1,000円の減額、需用費では、甲田・高地長屋地区の事務費の精算見込みにより需用費16万8,000円の減額、委託料では美土里町横田の簡易水道事業について、平成20年度での地元調整ができなかったため、平成21年度に基本計画等の調査費を再度計上させていただくこととして、調査設計委託料2,500万円を減額させていただくとともに、他の給水区においても精算見込みに伴い、委託料合わせて2,545万3,000円を減額させていただいております。工事請負費では、主には甲田給水区の高地長屋地区の工事完了に伴い1,585万6,000円の減額、向原給水区の県道改良に伴う水道管移設関係92万2,000円減額など、合わせまして1,677万8,000円を減額しております。

4ページにお戻りいただきたいと思っております。

第2表繰越明許費の補正でございますが、向原町の市道長田隠地線の関係で、水道管移設について道路工事が一部を翌年度に繰り越しとなるため、水道移設工事費452万5,000円の繰り越しをお願いさせていただくものでございます。

5ページをお願いいたします。

第3表地方債の補正ですが、補正前の額から870万円を減額し、補正後の総額を3,010万円とさせていただきたいとするものでございます。

以上でございます。

○藤井議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第46号「平成20年度安芸高田市簡易水道事業特別会

計補正予算（第3号）」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第40 議案第47号 平成20年度安芸高田市飲料水供給事業  
特別会計補正予算（第2号）

○藤井議長 日程第40、議案第47号「平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第47号「平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）」について、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1万8,000円を追加し、予算の総額を1,162万1,000円とするものでございます。

歳入につきましては、繰越金1万8,000円を追加するものでございます。

歳出につきましては、諸支出金1万8,000円を追加するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

産業建設部長 金岡英雄君。

○金岡産業建設部長 議案第47号「平成20年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算（第2号）」について、要点の御説明をさせていただきたいと思っております。

歳入でございますが、8ページをお願いいたします。

4款繰越金では、決算見込みに伴い1万8,000円を追加させていただいております。

次に10ページ、歳出でございますが、4款諸支出金として一般会計への繰出し金として同額の1万8,000円を追加させていただいております。

以上でございます。

○藤井議長 以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 47 号「平成 20 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計補正予算(第 2 号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第 41 議案第 48 号 平成 20 年度安芸高田市水道事業会計補正
予算(第 3 号)

○藤井議長 日程第 41、議案第 48 号「平成 20 年度安芸高田市水道事業会計補正
予算(第 3 号)」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第 48 号「平成 20 年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第 3
号)」について、提案理由の御説明を申し上げます。

予算第 3 条、収益的収入及び支出の既決予定額は、2 億 9,043 万 6,000
円で、補正予定額 48 万 7,000 円を増額し、予定総額をそれぞれ 2 億
9,092 万 3,000 円とするものであります。

次に、予算第 4 条に定めた資本的収入及び資本的支出につきましては、
収入の既決予定額 4 億 8,616 万 7,000 円に、補正予定額 7,393 万
9,000 円を減額し、予定総額を 4 億 1,222 万 8,000 円とし、支出の既
決予定額 5 億 4,547 万円に、補正予定額 6,613 万円を減額し、予定総
額を 4 億 7,934 万円とするものであります。

資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額 6,711 万 2,000 円
は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 853 万 1,000 円、
過年度分資金損益勘定留保資金 975 万 4,000 円及び当年度分損益勘定
留保資金 4,882 万 7,000 円で補てんするものであります。

以上、よろしく御審議の上、適当なる議決をいただきますようお願い
を申し上げます。

○藤井議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

公営企業部長 金岡英雄君。

○金岡公営企業部長

議案第 48 号「平成 20 年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第 3 号）」の要点について御説明申し上げます。

予算説明資料の 10 ページをお願いいたします。収益的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

これにつきましては、収入・支出双方とも既決予定額 2 億 9,043 万 6,000 円に 48 万 7,000 円を増額し、補正後の額を 2 億 9,092 万 3,000 円とするものでございます。

その主なものを申し上げますと、1 款事業収益、1 項営業収益では、水道使用料 16 万 6,000 円の増額、2 項営業外収益では、雑収益として平成 19 年度の未収消費税還付金など 22 万 7,000 円を増額しております。

続きまして、支出の主なものでございますが、それぞれ決算予定額の変更に伴い、1 款事業費、1 項営業費用で 654 万 3,000 円を減額しておりますが、1 目原水及び浄水費では、動力費・薬品費などや保守点検等の委託料について調整により 71 万 3,000 円の減額、2 目配水及び給水費では、動力費などの調整並びに検針や水質管理委託など 308 万 5,000 円を減額、4 目総係費では、手当てや法廷福利費などの調整及び口座振替や電算保守点検などの業務委託費などで、309 万 5,000 円を減額、5 目減価償却費では有形固定資産減価償却費 35 万円の増額をお願いしております。

2 項営業外費用では、繰上げ償還により企業債利息 458 万 2,000 円を減額させていただいております。

4 項予備費ですが、1,161 万 2,000 円を増額させていただいております。

次に、資本的収入及び支出について御説明いたしますので、12 ページをお願いいたします。

まず、収入でございますが、1 款資本的収入では、既決の予算総額 4 億 8,616 万 7,000 円から 7,393 万 9,000 円を減額し、補正後の額を 4 億 1,222 万 8,000 円とさせていただきたいとするものでございます。その主なものは、1 項の分担金の加入者分担金 159 万 6,000 円の減額、2 項工事負担金では、甲立浄水場の県の補償負担金及び下水道工事に伴う工事負担金の精算見込みにより 2,378 万 7,000 円減額、同じく甲田浄水場の精算見込みにより、3 項出資金の一般会計出資金 190 万円の減額、4 項補助金の国庫補助金では 1,255 万 6,000 円減額させていただき、5 目企業債では甲立浄水場や下水道管移設などの関係で 3,410 万円減額をさせていただいております。

次に支出でございますが、1 款資本的支出では、既決の予定額 5 億 4,547 万円から 6,613 万円を減額し、補正後の額を 4 億 7,934 万円とさせていただきたいとするものでございます。その主なものは、1 項建設改良費の 1 目原水及び浄水設備新設改良費で、吉田給水区・国司のテレメーター盤の更新を計画しておりましたが、21 年度での対応と

させていただきたいとするもので、その工事請負費 400 万円を減額、2 目配水施設新設改良費では、県道吉田邑南線のイズミ前付近の下水道工事に伴い水道給水管の移設を予定しておりましたが、実施段階で本管への影響がなくなりましたので、その工事請負費など 1,259 万 4,000 円を減額、4 目甲立浄水場移転事業費では、浄水場・配水池の造成及び施設建設等の精算見込みによるものが主なもので、委託料や工事請負費用など 4,800 万 7,000 円を減額しております。

2 項企業債償還金では、152 万 9,000 円を減額させていただいております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,711 万 2,000 円につきましては、予算書 1 ページの第 3 条の後段に記載しておりますように、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 853 万 1,000 円、過年度分損益勘定留保資金 975 万 4,000 円及び当年度分損益勘定留保資金 4,882 万 7,000 円で補填させていただくようにしております。

続きまして、この予算にかかります予定損益書について御説明申し上げます。7 ページをお願いいたします。

営業利益では、1 の営業収益 2 億 7,461 万 3,000 円から、2 の営業費用 2 億 3,463 万 1,000 円を差し引いた額、3,998 万 2,000 円となっております。

経常利益では、営業利益額 3,998 万 2,000 円に 3 の営業外収益 12 万 3,000 円を加え、4 の営業外費用 2,875 万 6,000 円を控除した額、1,122 万 6,000 円となっております。

また、5 の特別利益、6 の特別損失の関係から、当年度純利益としましては、1,122 万 5,000 円となっております。

なお、この額に前年度繰越利益剰余金 3,373 万 6,000 円を加えた当年度未処分利益剰余金の額としましては、4,496 万 1,000 円となっております。

続きまして、この予算にかかります予定貸借対照表について御説明をさせていただきます。8 ページをお願いいたします。

まず、資産の部でございますが、1 の固定資産の合計額は、有形・無形合わせて 30 億 9,386 万 4,000 円、2 の流動資産の合計額は、1 億 7,012 万 2,000 円でございます。したがって、資産合計額は、32 億 6,398 万 6,000 円となっております。

9 ページをお願いいたします。

負債の部でございますが、3 の流動負債の合計額は 304 万 6,000 円となっており、負債合計額も同額の 304 万 6,000 円でございます。

次に、資本の部でございますが、4 の資本金の合計額は 14 億 283 万 4,000 円、5 の剰余金合計額は 17 億 1,145 万 4,000 円で、資本金合計額と剰余金合計額を合わせた資本合計額は、32 億 6,094 万円となっております。したがって、負債資本の合計額は、32 億 6,398 万 6,000

円でございます。

以上で要点の説明を終わります。

○藤井議長

以上で要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

これより議案第48号「平成20年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第3号)」の件を、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第42 議案第4号 平成21年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第43 議案第5号 平成21年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第44 議案第6号 平成21年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- 日程第45 議案第7号 平成21年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第46 議案第8号 平成21年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第47 議案第9号 平成21年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第48 議案第10号 平成21年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第49 議案第11号 平成21年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第50 議案第12号 平成21年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第51 議案第13号 平成21年度安芸高田市浄化槽整備事業特

別会計予算

日程第 52 議案第 14 号 平成 21 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算

日程第 53 議案第 15 号 平成 21 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算

日程第 54 議案第 16 号 平成 21 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算

日程第 55 議案第 17 号 平成 21 年度安芸高田市水道事業会計予算

○藤井議長 日程第 42、議案第 4 号「平成 21 年度安芸高田市一般会計予算」の件から日程第 55、議案第 17 号「平成 21 年度安芸高田市水道事業会計予算」の件まで、14 件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第 4 号から議案第 17 号までの 14 件について、提案理由の御説明を申し上げます。

最初に、議案第 4 号「平成 21 年度安芸高田市一般会計予算」についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 204 億 3,000 万円とするものであります。

地方債につきましては、その借入れ限度額を 25 億 4,830 万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を 40 億円と定めるものでございます。

次に、議案第 5 号「平成 21 年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35 億 4,576 万円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を 7 億円と定めるものでございます。

次に、議案第 6 号「平成 21 年度安芸高田市老人保健特別会計予算」についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 859 万 7,000 円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を 500 万円と定めるものでございます。

次に、議案第 7 号「平成 21 年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 9,786 万 5,000 円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を 2 億円と定めるものであります。

次に、議案第 8 号「平成 21 年度安芸高田市介護保険特別会計予算」についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 35 億 7,212 万 7,000 円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を 1 億円と

定めるものでございます。

次に、議案第 9 号「平成 21 年度安芸高田市介護サービス特別会計予算」についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,230 万 9,000 円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を 1 千万円と定めるものでございます。

次に、議案第 10 号「平成 21 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 5,350 万円とするものであります。地方債につきましては、その借入れ限度額を 1 億 4,790 万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を 4 億円と定めるものでございます。

次に、議案第 11 号「平成 21 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 896 万 7,000 円とするものであります。

地方債につきましては、その借入れ限度額を 1 億 2,440 万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を 5 億円と定めるものでございます。

次に、議案第 12 号「平成 21 年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」についてでございます。

予算の総額は歳入歳出それぞれ、4 億 1,275 万 1,000 円とするものであります。

地方債につきましては、その借入れ限度額を 6,540 万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を 3 億円と定めるものでございます。

次に、議案第 13 号「平成 21 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 5,701 万 8,000 円とするものであります。

地方債につきましては、その借入れ限度額を 2,430 万円と定めるものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を 2 億円と定めるものでございます。

次に、議案第 14 号「平成 21 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,052 万 1,000 円とするものであります。また、一時借入金につきましては、借入限度額を 500 万円と定めるものでございます。

次に、議案第 15 号「平成 21 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算」についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 8,235 万 4,000 円とするもの

であります。

地方債につきましては、その借入れ限度額を 2,000 万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を 4 億円と定めるものでございます。

次に、議案第 16 号「平成 21 年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算」についてでございます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,212 万 2,000 円とするものであります。

一時借入金につきましては、借入限度額を 500 万円と定めるものでございます。

次に、議案第 17 号「平成 21 年度安芸高田市水道事業会計予算」についてでございます。

予算第 3 条は、水道事業の経営活動に伴い発生すると予定される収益と、これに対応する費用を計上したもので、収益的収入及び支出の予定額を 2 億 8,376 万 6,000 円とするものであります。

予算第 4 条は、施設の整備、拡充等の建設改良費と建設改良に要する資金の予定額で、資本的収入の予定額を 3 億 5,502 万 7,000 円、資本的支出の予定額を 4 億 3,476 万 8,000 円とするものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,974 万 1,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 927 万円、過年度分損益勘定留保資金 2,042 万 4,000 円及び当年度分損益勘定留保資金 5,004 万 7,000 円で補てんするものであります。

予算第 5 条に定めます企業債の限度額を 1 億 1,790 万円、予算第 6 条に定めます一時借入金の限度額を 2 億円とするものでございます。

次に、予算第 7 条、第 8 条の予算の流用につきましては、企業経営の効率的運営のため、収益的支出と資本的支出の間においては、相互に流用することはできないが、各項の間を流用することができることを定めると同時に、予算に定める職員給与費については、他の経費との間で流用ができないことを定めるものでございます。

以上、14 議案について、よろしく御審議の上、適当なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○藤井議長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後 4 時 53 分 休憩

午後 4 時 54 分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩を閉じて再開をいたします。  
お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認め、会議時間を延長いたします。

それでは、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

17番 今村義照君。

○今村議員

一括質疑でございますので、総括的な質疑を1点だけさせていただきたいというふうに思います。

幸いにして、19年度の決算による市の健全化判断比率等の審査意見書を見ますと、健全団体の枠内に留まって、実質公債費率が19.2%で、地方債の発行に許可が必要な18%を上回ってはおりますが、今後の財政標準規模の推移によっては、今後の財政運営は大変厳しいものというふうに予測がされるわけでございます。ましてや、来年度償還のピークが予想されている公債費比率が高まるものと予測をされるわけでございます。かかる観点に立って、財政健全化法で求められるいわゆる財務分析、それから財政健全化法による4つの指標に基づいた予算審議が必要であるというふうに考えるわけでございます。

現在、20年度の途中でございますが、19年度及び20年度の4つの指標見込みを立てた上で21年度の予算執行に伴う指標推定を見込んだ形での行政運営が行えなければならないというふうに考えるわけでございます。

そこで総括質疑として、20年度の4つの指標見込みを予算審査特別委員会において示してもらいたいのが1点でございます。あとは、予算編成のポイントの上で性質的な経費から見た予算については、予算審査委員会において質疑をいたしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○藤井議長

ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

総務企画部長 田丸孝二君。

○田丸総務企画部長

いわゆる20年度の4指標でございますけども、これは20年度の決算をもって行うという形になりますので、そういった意味で20年度の決算が出ていない段階で指標を出すということにはならないだろうというふうに思っています。

21年度の予算編成を終えまして、それから20年度の決算が大体7月くらいに上がってくるだろうというふうに思っておりますけども、議決をいただきました予算案をもって22年度以降の事業のあり方を再度整理をしていく。今回、特に大きいところでは下水道等につきましても前倒しでいわゆる6年間で完結すると、こういった新しい市長の方針を具現化しておりますので、そういったところを含めて4月以降に22年度の事業をどのように組み立てをしていくのかというのを再度検討をしますし、その中であわせて20年度の決算が出てきますので、それをベースにしながら22年度以降を財政推計を含めて整理をしていくと。こういうことの中で、いわゆる4指標とあわせてこれから

の財政健全化計画そのもののローリングが完了するという形になりますので、そういった意味では、4 指標を含めて 9 月の段階で財政健全化実施計画とあわせて御報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○藤井議長 以上で答弁をおわります。  
ほかに質疑はありませんか。  
15 番 金行哲昭君。

○金行議員 1 点ほど市長に総括的に。市長、今年度 21 年度は苦心され、またマニフェストに基づいての予算を総括的に組まれておられます。施政方針で聞きましたように、非常に辛苦され、前向きに、前年度を上回る予算でやっておられるということを私も粛々と感じました。  
市長の来年度の予算にかける思いを一言お聞きしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの金行議員のご質問にお答えいたします。  
先ほど今村議員がおっしゃったように、財政状況を踏まえながら、予算を確保していきたいと思っております。事業の見直しと行財政改革をさらに実施して、皆さんの負託、市民の負託にこたえるような新たな事業の展開も図っていききたいと、かように思っております。

どちらにしても、我々を含めて皆が一体となってこの問題に対処していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

先ほどの、ことし上がっていますけど、当然下水道等、これからどうしてもやらないといけない事業についてを先行的にやっていくという提案をしていきたいと思っております。待てるものについては待っていきましても、生活水洗化とか小学校の耐震対策とか、どうしてもやらないといけない項目については優先してやっていきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。  
(質疑なし)  
質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案 14 件については、委員会条例第 6 条の規定によって、10 名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

御異議なしと認めます。

よって、本案 14 件については、10 名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、1番 前重昌敬君、2番 石飛慶久君、3番 児玉史則君、5番 和田一雄君、6番 水戸眞吾君、8番 山根温子さん、10番 山本 優君、13番 赤川三郎君、16番 入本和男君、17番 今村義照君を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました10名の諸君を予算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしましたので散会いたします。

議事の都合により、明日から2月24日まで休会とし、次回は、2月25日、午前10時に再開いたします。

御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 5時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員